

令和6年色麻町議会定例会6月会議会議録（第1号）

令和6年6月11日（火曜日）午前10時00分開会

出席議員 13名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	小松栄喜君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君
13番	天野秀実君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

9番	今野公勇君	10番	中山哲君
----	-------	-----	------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
総務課長	高橋正彦君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援課長	今野健君

教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	今 野 和 則 君
生涯学習課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 田 誠 一 君
農業委員会事務局長	山 崎 長 寿 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

---

議事日程 第1号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会議日程の決定
日程第3	一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会議日程の決定
日程第3	一般質問

---

午前10時00分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

会議に先立ち、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。本議会はクールビズ対応のため、6月会議中はノーネクタイ、上着の脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年色麻町議会定例会を再開し、6月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。本日の議事日程並びに6月会議日程案は、議員各位の御手元に配付したとおりであります。

また、町より提案された会議事件は報告が5か件、議案が第40号から第46号までの7か件、合わせて12か件であります。なお定例月でもありますので、追加提案されることもあります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、

町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員、及び町より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、一般質問の通告者は、2番高森すみえ議員ほか7名であります。なお質問の要旨は、総括表にして議員各位の御手元に配付しております。また、回答書を必要とする質問者に対しては、回答の用紙を配付しております。

次に、監査委員から令和6年2月分、3月分及び4月分の例月出納検査結果報告書、並びに随時監査結果報告書が議長宛てに提出されてまいりましたので、その写しを議員各位の御手元に配付しております。

続いて、定例会3月会議において可決しました意見書1か件について報告いたします。現行の健康保険証の存続を求める意見書について、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、デジタル大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し議長名をもって送付し、適切な措置を講じられるよう強く要望したところであります。

次に、委員会活動であります。総務教育常任委員会並びに産業民生常任委員会から、それぞれ所管事務調査報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを議員各位の御手元に配付しております。このことについては、後ほど委員長から報告をいただくこととしております。なお、所管事務調査は委員会に与えられた固有の権限でありますから、調査で得られた知識を今後の議会活動に大いに活用されるよう、議長としてお願いいたします。

次に、3月会議以降の議長会並びに議会関係の主な行事等は、一覧表にして議員各位の御手元に配付をしたとおりであります。

県北地方町村会議長会について申し上げます。令和6年度定例総会が4月25日に大崎市で開催され、令和6年度事業計画・予算などについて協議がなされ、いずれも原案のとおり承認されました。また、令和6年度第1回県北地方町村議会議長会役員会事務局長合同会議が5月28日に仙台市の自治会館で開催され、今年度の研修内容について協議を行いました。

次に、同じく5月28日宮城県町村議会議長会臨時総会が自治会館で開催され、令和5年度の決算・令和6年度の補正予算などについて協議がなされ、いずれも原案のとおり承認されました。

次に、全国町村議会議長会主催による令和6年度町村議会議長・副議長研修会が、5月21日東京都の東京国際フォーラムで開催され、白井幸吉副議長と私が参加いたしました。研修内容は、議員の成り手不足対策やハラスメントなど多岐にわたる研修であり、今後の議会活動に生かしていきたいと考えております。

次に、5月8日全国市議会議長会基地協議会正副会長・監事・相談役会が福島県福島市で開催され、今後の要望活動等について協議を行いました。

次に、一部事務組合議会関係の御報告をいたします。色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合議会第1回定例会が3月28日に招集されました。また、大崎地域広域行政事務組

合議会第1回定例会が3月25日に、第2回臨時会が6月4日に招集されました。それぞれの組合議会に提案された議案は、いずれも原案可決であります。なお、詳細につきましては議会事務局で議案書を保存しており常時閲覧できますので、写しの配付等は省略させていただきます。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

次に、町長から行政報告の発言を求められておりますので、発言を許可いたします。御登壇の上、報告願います。町長。

〔町長 早坂利悦君 登壇〕

○町長（早坂利悦君） 改めて、皆さんおはようございます。

本日、ここに令和6年町議会定例会6月会議が開会されるに当たり、行政報告として町政運営の一端を述べるとともに、令和6年度一般会計補正予算案及び特別会計補正予算案をはじめ、提出案件の概要を御説明を申し上げます。

初めに、春の叙勲を受章されました元消防団分団長で下高城地区の浅野靖郎様に、衷心よりお祝いを申し上げます。浅野様は、昭和47年7月から平成27年3月に退団されるまで、43年の長きにわたり防火思想の高揚、消防施設整備の拡充、火災防御活動、さらには団員の教育・訓練等、火災に際しての実践活動など、本町消防団の発展と地域住民の民生安定に尽力された功績により瑞宝単光章を受賞されました。栄えある叙勲を授受されました浅野様には、町民を代表し心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも町勢発展のため御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、シャクヤクまつりについて申し上げます。

5月21日から28日までの8日間にわたり開催しましたシャクヤクまつりは、天候にも恵まれ、昨年度よりも5,000人多い約2万4,000人の皆様に御来場いただきました。期間中はふるさと物産まつりも併せて開催し、特産品や加工品などの販売、キッチンカーによる飲食コーナーも連日のにぎわいとなりました。また、26日の日曜日には加美商工会色麻町支部が主体となったシャクヤクライブが行われ、祭りに花を添えていただきました。祭りの運営等に御協力いただいた関係者の皆様に対して、心から感謝を申し上げます。

次に、交通安全・消防関係について申し上げます。

今年も春の交通安全県民総ぐるみ運動が、4月6日から15日までの10日間実施されました。運動期間中は、色麻交差点での人垣作戦などの啓発活動を行い、交通安全の意識高揚を図りました。本町では、平成28年1月15日に発生しました交通死亡事故以降、本年4月3日をもって死亡事故ゼロ3,000日を達成し、現在も継続をしております。今後も、交通安全母の会をはじめ各関係機関と連携し、交通安全の推進に努めてまいります。

消防関係については、火災や自然災害から町民の生命・身体・財産を守るため、昼夜を問わず活動している消防団の消防演習を、5月26日に実施いたしました。今年には既に車両火災1件、林野火災1件が発生していることから、団員諸君は有事の際の出動に向け規律正しく威風堂々とそして機敏な訓練を展開し、真剣に取り組んでいる姿に大変心

強く感じたところであります。今後も、婦人防火クラブを初めとする各関係機関と連携し、防火思想の高揚に努めてまいります。

なお、7月7日には大崎地区消防操法大会が6年ぶりに開催をされます。本町を代表して、第4分団第4班の平沢班が出動することになっており、現在訓練に励んでおりますので、町民皆様からの応援をよろしくお願いいたします。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療における保険証の交付について申し上げます。

国では、デジタル社会の推進を図るためマイナンバーカードの利用拡大を進めており、マイナンバーカードと健康保険証との一体化による運用を、本年12月2日から実施されることになり、健康保険証の新規発行はできないこととなります。

本町の対応としては、本年8月に有効期限が令和7年4月31日までの保険証を発行しますが、まだマイナンバーカードの交付を受けていない方が12月2日以降に国民健康保険または後期高齢者医療に加入する場合の新規発行や、保険証を紛失した際の再発行ができなくなります。その場合資格確認書を発行し、引き続き医療を受けられるように対応してまいります。

本町のマイナンバーカード申請状況は、5月26日現在で5,699件、申請率89%となっており、県内の平均申請率89.6%と同程度の水準となっております。交付状況は5,224件、交付率81.6%で、町民の8割以上の方がマイナンバーカードを保有するまでとなっておりますが、まだ健康保険証とのひもづけをされていない方や申請していない方への普及啓発を図り、早期取得のため引き続き毎月第2・第4水曜日の夜間窓口を開設し、対応してまいります。

次に、大崎地域広域行政事務組合における焼却灰の次期最終処分場の選定について申し上げます。

選定につきましては、3月25日に開催されました大崎地域広域行政事務組合議会において、本町の袋地区指浪地内が候補地に決定した旨の報告があり、26日には議会に報告を行いました。町では、今後大崎地域広域行政事務組合が行う整備事業に向けた地権者説明会、あるいは用地測量・用地取得などのスケジュールに合わせ、事業を滞りなく進められるように協力をしてまいります。

次に、各種検診事業について申し上げます。

生活習慣病の予防や、病気の早期発見・早期治療による町民の健康増進を図り、健やかな生活を送ることができるよう、今年度も各種検診事業を実施いたします。既に、乳がん検診を5月23日から25日までの3日間、複合検診を今月6日から10日までの5日間実施いたしました。今後、期間内に受診できなかった方への未受診者検診の実施、所見があった方への受診勧奨や、生活習慣改善へ向けた指導を行ってまいります。

健康管理は健診を受診して終わりではなく、健診結果から見てきた日々の食生活や運動などの生活習慣の見直しが大切であります。自覚症状がなくても健診結果を確認いただき、要注意等の結果となりましたら、精密検査または保健指導の受診をお願いいたします。今年度は保健指導の充実、郡医師会との連携した糖尿病重症化予防事業に重点

を置いた取組を行ってまいります。

次に、認定こども園について申し上げます。

4月に開園した幼保連携型の認定こども園わくわくゆめの樹こども園ですが、園児たちは遊戯室にある滑り台で遊んだり築山のある園庭を走り回ったり、明るく元気に伸び伸びと園生活を送っているとの報告を受けております。今後も、引き続きこども園の運営を見守りながら、本町の幼児教育、保育事業がさらに充実することを期待し、支援を行ってまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

本年度における生産調整の取組については、農家の皆様から提出された生産調整実施計画の5月27日現在の集計で、主食用米の生産の目安面積1,286ヘクタールに対し、作付計画面積は1,239ヘクタールとなり、目安よりも47ヘクタール下回っている状況となっております。

転作作物別では、面積の多い順に飼料用米が386.3ヘクタール、飼料作物が270.9ヘクタール、大豆は227.9ヘクタールとなっており、これら3つの作物で全体の74.1%を占めております。前年度の実績と比較しますと、飼料用米が11.9ヘクタールの減、飼料作物が11.4ヘクタールの減、大豆が12ヘクタールの減となっております。

人口減少や食の欧米化などで、米の国内需要量は年々減少傾向にあるものの、近年の物価高騰下の節約志向により、家庭用米の需要が伸びている状況でもあります。今後も関係機関と連携を図りながら、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るための対策を推進してまいります。

また、近年の焼き芋やサツマイモスイーツへの関心の高まりは、国内はもとより海外にも波及し、サツマイモの需要が増加しております。一方で、生産者の高齢化による作付面積の減少や、九州地方での被害拡大の影響により、生産量は減少傾向にあります。このため、県ではみやぎ園芸特産振興戦略プランの戦略品目にサツマイモを新たに追加し、推進していく方針であります。

5月21日には、県主催の栽培研修会が加美町で開催され、生産者やJAなどの関係者67名が参加いたしました。本町から作付を予定している農事組合法人の代表者など8名が参加し、今後の栽培に向け熱心に受講する姿が見受けられました。町としても、産地交付金の対象振興作物にサツマイモを新たに追加するなど、JA加美よつばや関係機関と連携をし推進してまいります。

次に、色麻町産業開発公社の経営状況ですが、5月30日付で第30回の株主総会資料の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づいて議会に報告をしたところであります。色麻町産業開発公社では、経営改善として様々な取組や総務省のアドバイザー派遣事業を活用するなど、業務の効率化を図りながら売上げにつながるイベント等を続けてまいりました。しかし、仕入価格の高騰、人件費がかさむなど、今後の経営改善が見込めないことから、取締役会において経常利益の赤字額が大きい味彩館ふるさとの閉鎖を決議し、5月29日開催の株主総会で承認されました。

5月30日付で、地場産業振興施設である味彩館ふるさとの指定管理取消しに係る届出書が町に提出され、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき事務手續を行い、現在の経営状況から継続は困難と判断し、指定の取消しを行うことといたしました。6月4日には議員全員協議会で説明を行い、色麻町産業開発公社に対し指定管理者指定取消書を通知したところであります。

町としては、色麻町産業開発公社が引き続き事業経営の効率化や営業努力を実施していくよう積極的にかかわり、経営の立て直しを図ってまいりたいと思います。

次に、商工関係について申し上げます。

物価高騰により影響を受けている地元事業者の支援、町内各世帯の家計支援、町内における消費の喚起など、地域経済の振興を図るため、町内で使用できる1万円分の商品券を全世帯に配布する色麻町地元支援商品券事業を昨年引き続き実施するため、本会議に関係予算を提案しております。

次に、建設事業について申し上げます。

本年度の建設事業の進捗状況は、御手元に配付したとおりであります。また、定例会3月会議において可決いただいた色麻幼稚園園舎解体工事は、工期内完了に向け鋭意努力をしているところであります。なお、今後発注予定の工事については、早期発注に向けて現在準備を進めております。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道事業については、令和6年度から地方公営企業法の一部適用をしており、現在のところ順調に事業が進められております。また、繰越し事業の色麻浄化センター改修工事実施設計及びマンホールポンプ改修工事は、工期内完了に向け鋭意努力をしているところであります。なお、今後発注予定の工事については、早期発注に向けて準備を進めております。

次に、水道事業について申し上げます。

町内各水道施設の供給状況は、安定をしております。また、本年度予定の各工事については、早期発注に向けて準備を進めております。今後、不測の事態による断水等の発生で御不便をおかけすることもあるかと思いますが、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、教育行政について申し上げます。

義務教育学校色麻学園が開校してから2年目を迎えましたが、義務教育学校の特色を生かした教育活動が順調に実施できていると報告を受けております。5月11日には、色麻学園運動会が多くの町民の皆様の来場の下、盛大に開催をされました。当日は初夏の爽やかな日差しの中、皆様の声援により児童生徒の笑顔輝く運動会となりました。

5月25日・26日に開催された大崎地区中総体ですが、色麻学園の成績は団体の部で柔道女子が優勝の栄冠に輝き、女子テニスは3位に入賞し、ともに県大会出場を決め、野球はBブロック準優勝と健闘をいたしました。また、個人の部では、柔道男子・女子が県大会出場を決めました。色麻学園の生徒たちの活躍をたたえるとともに、これまで支

えてられました保護者の皆様をはじめ御指導いただいた皆様や先生方に対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。今後も学校、家庭、地域が連携をして、地域とともにある学校として教育の充実に努めてまいります。

次に、社会教育事業について申し上げます。

文化・芸術・スポーツ等の社会教育に関係する各種団体の総会が開催され、本格的にコロナ禍前の活動と同様に行われております。地域・学校協働活動では、4月から色麻学園での登下校時の見守りや、農業体験学習で使用する田畑の整備を行っております。5月21日には、学校支援ボランティア、町の農業委員、土地改良区職員及び清水地区コミュニティ推進協議会役員など、多くの皆様から支援をいただき5年生児童が田植体験を行いました。児童たちは、秋の収穫まで稲の観察を行いながら、米づくりの学習をさらに深めていきます。

また、屋外運動場・町民体育館・武道館等の体育施設では、学校部活動・スポーツ少年団・各種スポーツ団体・サークル等の活動が例年どおり行われております。5月27日には、第41回町民大運動会の第1回の実行委員会を開催し、9月1日の開催に向けて準備を進めております。

社会教育公民館活動は、町民が生涯にわたり自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる年代を対象とした学習の機会を創出し、地域や団体の活動を支援してまいります。

最後に、今回提案する議案について申し上げます。

専決処分報告が3件、繰越計算書の報告が2件、宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更が1件、町道路線の変更・廃止・認定が各1件ずつ、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算に係る議案が3件、合計12案件であります。

以上、町政の一端を述べるとともに、提出議案の概要を申し上げましたが、各議案の提案理由や内容については、御審議をいただく際に改めて御説明を申し上げます。慎重なる御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長（天野秀実君） 以上で、町長の行政報告並びに提出議案の概要説明を終わります。

なお、ただいまの発言内容は文書で議員各位の御手元に配付しておりますので、議案審議の参考にしていただきたいと思います。

次に、総務教育常任委員会並びに産業民生常任委員会の所管事務調査についての報告をそれぞれいただきます。

初めに、総務教育常任委員会河野 諭委員長、御登壇の上、御報告を願います。河野 諭委員長。

〔総務教育常任委員長 河野 諭君 登壇〕

○総務教育常任委員長（河野 諭君） 総務教育常任委員長より、所管事務調査報告を述べさせていただきます。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

### 1、調査期日。

令和6年4月26日、金曜日。

### 2、調査事項。

(1) 税務会計課。①徴収率について。②定額減税について。

(2) 企画財政課。①町有地売却事業（旧大村分校跡地）について。②令和6年度色麻町一般会計予算について。

(3) 総務課。①町地域防災計画の改定について。②DXの推進について。

(4) 町民生活課。①消費生活相談事業について。②環境衛生事業について。③乳幼児児童医療費助成について。④母子父子家庭医療費助成について。

(5) 生涯学習課・公民館。①休日の学校部活動の地域移行について。②地域学校協働活動推進事業について。

(6) 教育総務課。①奨学資金貸付け事業について。②心のケアハウス事業について。③就学援助事業について。

### 3、調査方法。

担当課より各調査事項について説明を受け、その後質疑応答形式で調査を実施しました。

### 4、調査の概要。

(1) 税務会計課。

#### ①徴収率。

令和5年度の町税の現年度分の徴収率は97.35%で、前年度比0.15%の減となっている。町税の滞納繰越分の徴収率は49.23%で、前年度比8.96%の増となっている。国民健康保険税の現年度分及び滞納繰越し分の徴収率は92.89%で、前年度比3.86%の増となっている。総合徴収対策事業の徴収率は40.27%で、前年度比7.76%の増となっている。

委員からは、滞納者や国民健康保険税の未払いで短期保険証の発行した人数、夜間訪問は行っているか等の意見がありました。

#### ②定額減税。

令和6年度税制改正により賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として行うもので、本町で定額減税分の人数を納税者対象で2,561人プラス扶養者1,570人で、4,131人分を見込んでいます。

(2) 企画財政課。

#### ①町有地売却事業（旧大村分校跡地）。

令和5年度10月16日に道路分と売却部の土地を分筆し、売却面積を3,442.48平方メートルと決定し、令和5年度12月27日に一般競争入札による町有地売却実施要領により、予定価格（最低入札価格）3,170万円で売却の公告を行ったが、応募者がいなく入札不調となった。

委員からは、設定価格が高いのではないかと、入札不調の原因は何なのか、今後の入札

はどのように考えているのか等の意見がありました。

②令和6年度色麻町一般会計予算。新規事業ではDX推進の一環として、議会資料等のペーパーレス化を目的としたタブレット導入関係経費や、AI議事録使用料を計上しています。また、認定こども園整備に係る色麻幼稚園園舎解体工事関係経費、本町のPR等を目的としたノベルティ製作関係経費等を計上しています。

(3) 総務課。

①地域防災計画の改定。

地域防災計画の改定は、防災対策基本法第42条の規定に基づき、色麻町が目指す総合的な防災・減災体制の整備充実を図り、住民の生命や財産を災害から守るため、指針として色麻町地域防災計画の修正を行うことを目的としています。

委員からは、今までの災害の問題点の検証や評価をしているのか等の意見がありました。

②DXの推進。

AI議事録システムを導入することにより、議事録作成時間の短縮、業務効率化を図ることとしています。また、AI議事録システムによる音声からの自動文字起こしのデモンストレーションを行いました。

委員からは、職員の業務量はどのくらい短縮できるのか、AIによる自動文字起こしは、方言の対応はできるのか等の意見がありました。

(4) 町民生活課。

①消費生活相談事業。

商品の品質に関する疑問や苦情、悪質商法に関する契約トラブルなど消費生活に関する様々な相談を受け付け、解決のためのアドバイスを行っています。消費相談件数は、令和3年度23件、令和4年度19件、令和5年度は26件となっています。

委員からは、実際に被害に遭った方はいたのか等の意見がありました。

②環境衛生事業。

一般家庭のごみ排出量が年々増加していることから、ごみ減量化・3Rの推進に取り組んでいます。令和5年度の家庭ごみは1,443.54トン、雑がみは3,380キログラム、小型家電は3,438キログラムとなっています。不法投棄対策防止事業では、毎年3月に環境美化運動「ごみ拾い隊事業」の実施、5月から11月は不法投棄防止巡回パトロールの実施、不法投棄物の処理を行っています。

委員からは、どのようなものが不法投棄されているのか等の意見がありました。

③乳幼児児童医療費助成。

高校3年生までの医療費の自己負担分を全額助成し、子育て家庭の経済的な負担を軽減する事業であります。令和5年度の対象者数は909人、助成件数は1万3,460件、助成総額は3,010万2,050円となっています。

④母子・父子家庭医療費助成。

母子・父子家庭における経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉増進を図る事業であ

ります。入院1件につき2,000円を超える額を助成、通院1件につき1,000円を超える額を助成。令和5年度の対象者数は62人、助成件数は351件、助成総額は83万7,898円であります。

(5) 生涯学習課・公民館。

① 休日の学校部活動の地域移行。

令和6年度は改革推進機関であり、協議会組織による進捗状況を踏まえ、まずは地域の実情に応じて可能な限り早期の現実を目指すこととなっています。

委員からは、受益者負担金の支援策は考えているのか等の意見がありました。

② 地域学校協働活動推進事業。

幅広い地域住民等の参加を得て、地域全体で子供の学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。主な活動は、米づくり指導、学習畑整備、エゴマ栽培指導等を行っています。

委員からは、県や学校からの評価はどうなっているのか等の意見がありました。

(6) 総務教育課。

① 奨学資金貸付け事業。

自分の夢や目標を持ち、就学意欲のある学生に対し、奨学資金貸付け制度を設けています。貸付額は、大学生が5万円、短大生・専門生は月4万円、高校生は月3万円となっています。

委員からは、貸付額の増額や地元に戻ってきたときの返済の免除は考えていないのか等の意見がありました。

② 心のケアハウス事業。

令和5年度の成果としては、加美農業高等学校へ進学を希望している生徒にとっては、高校生が実際に農作業をする姿や教師からの励ましの言葉が意欲づけとなり、進路目標を持つことができたとのことです。課題としては、通所や家庭訪問を希望しない児童生徒や保護者に対して、関係機関と連携して支援ネットワークの充実を図り、支援や働きかけを工夫する必要があるとのことです。

委員からは、他のケアハウスの取組を参考にできないのか等の意見がありました。

③ 就学援助事業。

町では、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学上必要な経費の一部を助成しています。実績例としては、修学旅行費やオンライン学習通信費等となっています。

5、まとめ。

今回の調査では、各委員から指摘・提言・申入れ事項を述べました。このことを踏まえて、今後も町民の生命と財産を守りながら、町民の福祉向上のために行政サービスをしていただけるよう要望し、報告といたします。

終わります。

○議長（天野秀実君） 以上で、総務教育常任委員長の報告を終わります。御苦労さまでした。

次に、産業民生常任委員会小松栄喜委員長、御登壇の上、御報告願います。小松栄喜委員長。

〔産業民生常任委員長 小松栄喜君 登壇〕

○産業民生常任委員長（小松栄喜君） 産業民生常任委員会より所管事務調査報告をいたします。

所管事務調査報告書。

本委員会では、調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

1、調査期日。

令和6年4月22日、月曜日。

2、調査事項。

- （1）農林課。①株式会社色麻町産業公社及びエゴマについて。②地域計画について。
- （2）地域振興課。①企業誘致について。②移住定住について。
- （3）建設水道課。①道路舗装繕繕事業について。②水道施設整備事業について。
- （4）保健福祉課。①各種検診事業について。②高齢者等タクシー助成券について。
- （5）子育て支援課。①子育て支援出産祝い金事業について。②子育て支援事業について。③放課後児童健全育成事業について。

（6）農業委員会。①タブレット端末機の活用について。②農地法に基づく業務について。③農業経営基盤強化促進法に基づく業務について。

3、調査方法及び目的。

各課担当者より調査事項の事業内容の説明を受け、その後質疑応答形式で実施いたしました。本委員会として、事業の在り方や目的、背景など基本的な考え方と整合性をもとに実施する上での留意すべき点や検討すべき点など、活発な意見が出されました。

4、調査の内容。

今回調査した中で、各事業について意見を申し上げます。

（1）農林課。

株式会社色麻町産業開発公社の財務状況は、経営改善計画と乖離がないのか、経営において増収増益をどのように図るのか、町は経営に関してどの程度関与するのか、今後債務超過が続いた場合の責任は誰が持ち、町はどのように判断していくのかなど、厳しい指摘等が出されました。また、エゴマについて現在の令和3年度及び令和4年度産の在庫を踏まえ、これからの販売促進等についてどうするのか。また、今後販売先拡大に向け公社はどのような営業活動を図り、町はどこまで助成するのかなど、厳しい意見が出されました。

（2）地域振興課。

大原工業団地第2工区の販売促進のための誘致活動の中で、どのような企業に対しセ

ミナーや県担当者との情報収集を図り、今後の販売につなげているのか、町長自らのトップセールスはどのように進めているのか、サテライトオフィス企業誘致を含め、移住定住の促進とどのようにリンクさせ事業を図るのか、また、空き家活用状況は、首都圏から色麻町へ移住定住を事業としてどのような発信をしてPRなどを含め啓発するのかなど、意見が出されました。

(3) 建設水道課。

道路舗装修繕及び水道施設整備について、限られた財源の中で効果的かつ有効性を出せるよう、優先順位を明確にして取り組んでいただきたい。また、地域住民から連絡やデジタルトランスフォーメーション(DX)のプラットフォーム活用等を図り、道路の経年劣化及び水道の有収率の向上に努め、住民の安心・安全な生活に今後もつなげていただきたい。

(4) 保健福祉課。

各種検診事業については、受診率の目標設定及び受診向上にどのような啓蒙活動を図られたのか、また、医療費の上位を占めている慢性腎不全の抑制を図るため、早期予防推進を啓発していただきたい。令和2年度開始の高齢者等タクシー助成券については、対象者の条件等を各家庭状況に照らし合わせ、柔軟な対応が図られないのか、また、助成金額についても、もう少し引き上げることはできないのかなどの意見が出されました。

(5) 子育て支援課。

今回、機構改革で室から課へ編成し、今まで以上に子育て支援に期待しているところであるが、従来の事業計画と代わり映えしないように見受けられる。今後は、本町の特色をもっと出せるような事業計画を望むものであります。

5、まとめ。

今回、各委員から指摘した事項について事業内容の改善精査を行い、町のさらなる発展と町民生活の安定及び福祉向上に努めていただきたい。当委員会は、引き続き事業等の詳細について調査を行います。

現在、少子高齢化が進む多様な地域社会の価値観を踏まえ、限られた予算を最大限に効果的かつ有効に活用し、常に成果・効果を上げることを期待、切望し、報告といたします。

以上です。

○議長(天野秀実君) 以上で、産業民生常任委員長の報告を終わります。御苦労さまでした。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(天野秀実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、9番今野公勇議

員、10番中山 哲議員の両議員を指名いたします。

## 日程第2 会議日程の決定

○議長（天野秀実君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。6月会議の日程につきましては、本日から6月14日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、6月会議は本日から6月14日までの4日間と決しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

## 日程第3 一般質問

○議長（天野秀実君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

最初に、2番高森すみえ議員の一般質問を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。高森すみえ議員。

〔2番 高森すみえ 登壇〕

○2番（高森すみえ君） 2番高森すみえです。

議長の御許可をいただきましたので、議場にて質問させていただきます。

まず最初に、熊の指定管理鳥獣追加について質問いたします。

昨年、日本各地で熊の出没が相次ぎ、人的被害も統計を取り始めた平成18年以降最多となりました。このような事態を受けて、令和6年4月鳥獣保護管理法施行規則の一部が改正され、熊類が指定管理鳥獣に追加されました。これについて質問いたします。

まず、熊類が追加された指定管理鳥獣とはどのようなものですか。また、法律の改正前と改正後の熊の位置づけや対処の違いについて、御説明ください。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 高森すみえ議員の質問、熊の指定管理鳥獣追加についてということでの内容でありました。

まず、質問に答える前に、昨年度本町においても人的な被害がございましたので、こ

のことについては大変残念でありましたけれども、今は回復されたということのようでありました。

まず、指定管理鳥獣ですけれども、これまでニホンジカ及びイノシシが指定されておりましたが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令が令和6年の4月16日に公布・施行されたことによって、新たに熊類が追加されることになりました。指定管理鳥獣に指定されると、捕獲等を実施する取組等に対し必要な経費を国が支援することになります。熊類の追加指定を受けまして、県で第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を策定することとなります。

現時点においては、支援事業内容や第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画が定められておりませんので、町としては国及び県の動向を注視しているところでございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 熊類の追加指定を受けて、第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を策定するというところで、熊類のものを新たにこれから策定するというのでしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

第二種の特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画については、県のほうで策定するということになっておりまして、熊類の追加指定を受けての計画についてはまだ策定していないということで、その状況を町としては注視しているという状況でございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） では、この策定というのは町がするのではなくて、県のほうで策定をされてそれが町におりてくると、そういう形のものですね。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） では、これから策定を待っているという状態で、今後策定を基に進めていくということで理解いたしました。

では次の質問なのですが、熊の出没が増加すると思われる秋から、色麻町は熊対策をどのように行われるのか。

ごめんなさい、その質問の前に、先に次の質問からさせていただきます、すみません。全国的に熊の出没が多かった昨年ですけれども、色麻町内及びその周辺において熊の出没が例年になく多かったのはなぜか。町では、どのように分析していますか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

昨年大分熊の出没が多くなったという要因で、町ではどのように分析しているかということですが、まず環境省の資料によりますと、熊の推定個体数自体が増加傾向であるということが1点。あともう1点、東北森林管理局のですね、ブナの結実調査結果では、熊の主要な食糧とされるブナの実が、昨年は大凶作ということでした。冬眠前の栄養を蓄える時期にですね、通常採食しているブナ等の木の実が十分採食できずに、人家周辺の柿や栗を採食したものと分析してございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 市街地への熊の出没が急増したことは、やはりおっしゃるとおり食べ物が不足していた、そうしたものが一番大きかったのかなと私も思っています。

それを踏まえまして、3つ目の質問なんですけれども、熊が指定鳥獣に加えられたことで出没が増加すると思われる秋から、色麻町はどのように熊対策を行うのか。現時点で話し合われている内容について、ありましたらお聞かせください。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

町としての熊対策について、現時点では具体的に話し合われておりません。しかし、昨年秋にですね、熊の出没が急増したことから、昨年度におきまして色麻町有害鳥獣対策実施隊を対象にですね、熊の専門家をお招きしまして研修会を実施してございます。今年度につきましては、色麻町有害鳥獣対策協議会、町猟友会、警察、県を交えて、住宅地における熊出没时间における対処等について、合同で協議する場を予定してございます。

また、昨年の出没箇所の傾向といたしまして、人家近くの放任果樹への採食行動が顕著であったことから、放任果樹解消へ向けた周知等を図り、被害防止に努めていきたいと考えてございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 前にいろいろな専門家に来ていただきまして、今後の対策についてお話をしていただいたというようなお話でした。熊の専門家というのは、どのような方なんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 昨年度、熊対策の研修会ということで講師にいらっしゃった方は、山形県の鶴岡市の鳥獣被害対策支援推進員として活動されている方ですね、慶応大学で専門のですね、遺伝学を勉強された方で、山形大学との共同研究で環境省の熊の個体数の推定プロジェクト等のですね、個体識別の遺伝分析等を担当した方、専門的な方においていただいて研修会を開催したところでございました。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） ということは、捕獲をして個体数なんかの調査に役立つような、そういう内容のお話もされたということでもよろしいでしょうか。捕獲というのは、要するに個体の数がどれぐらいかというのをまず調査するとかそういうのではなくて、遺伝

の専門家であればやはり熊の行動っていうんでしょうかね、そういったものについてどのくらいの個体数があるとか、それについてどうしたらいいかとかっていうような内容のお話をされたんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

講師の先生がですね、今まで取り組んだ内容について御説明したんですが、研修会の内容については、近年の熊の目撃の件数だったりですね、あとは熊の誘引物となるものがどういうものであるとかですね、そういう熊の特徴などをですね、研修会では報告等を先生のほうからさせていただきました。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） その研修会について、色麻町有害鳥獣対策協議会というのは、どのような方々が参集していらっしゃる協議会でしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

昨年ですね、研修会、有害駆除の実施隊の方々でございます。実施隊の隊員は現在20名ほど隊員でおるんですけれども、皆さん農業だったり会社勤めだったりで実施隊のメンバーについては20名の方々が現在活動を行っているというようなことで、その方々を対象としまして熊の研修会を実施したということでございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） そうした方々に加えて猟友会、警察、そして県の担当者、町の担当者ということで研修をされたということで理解しました。

戦後の拡大造林後にできた放置人工林の深刻な荒廃とか、そして奥山の大規模開発に加えて、近年は急激な地球温暖化の影響と考えられるナラ枯れの大発生、花粉を運ぶ昆虫の激減による山の生産力の減少、それに追い打ちをかけるような大規模太陽光発電・大規模風力発電施設の建設等の再エネ開発などによって、熊本来の生息地に十分な餌資源と生息環境がないように思います。そのために、熊は人里周辺に移動しているのではないかと考えています。

過去を調べてみますと、ブナの豊作年の年でも今年のような熊の大量出没は起きていないようで、本来の生息地の荒廃に昨年夏の異常高温が加わって、秋の冬ごもり前に過去にない餌不足が起きて今回の事態を引起したのではないかと考えています。

また、熊による人身事故の大きな要因というのは、至近距離で熊と遭遇してしまう環境が集落や民家の周りにたくさんあることです。熊を寄せつけない、熊と遭遇しない集落づくりをしなければ、幾ら捕獲を強化してもやはり人身事故はなかなかなくならないと思います。昨年のように奥山に餌が皆無のときに、熊が里にまで出なくても食いつなげるような環境整備も必要なのではないかと考えています。

以上のことから、人身事故を減らして人と熊が共存できるように何ができるのか、そのための提案を5つほど用意しましたので、この場にて御説明させていただけたらと思

います。

1つ目ですが、人身事故や果樹被害を防ぐため、熊の生態を熟知した人材を育成して配置するための予算を組むのがよろしいかと思えます。この生態を熟知したというのは、熊のいろいろな生態を知っているだけではなくて、実際に現場に出ているいろいろな活動を指揮できるような人。そして、熊と人とのすみ分けそういったもの対策が考えられるような人を、ぜひ育成・配置していただきたいと思えます。

人と熊の至近距離での突発的な遭遇が人身事故の原因なので、過疎や高齢化によって草刈りや防除柵の設置、誘引物除去などが負担となっている集落は多くあります。ですが、知恵を絞ってまず熊捕殺のためではなく、共存のための被害防除と環境整備、そしてそのための人員配置に予算を使うことを提案します。

環境整備として訓練された犬、ベアドッグというようですが、この犬を使うことは大変有効なようです。長野県の軽井沢町では、2004年にベアドッグと言われる訓練をされた犬を導入して熊対策に使用しまして、2011年以降人的被害がないという実績があるようですので、ぜひこういった動物・天敵のようなものも活用して熊の追い払いに使えるような形にして、熊がなるべく人里に来ないような形に持っていけるような取組を、ぜひお願いしたいと思えます。

次に2つ目ですが、一番の根本対策、一番大事なことは生息地である奥山の広葉樹林の復元を大至急進めていただきたいということです。奥山に熊の生息環境があれば、熊と人はすみ分けて共存することができます。時間はかかりますけれども、根本対策である放置人工林の広葉樹林化などの生息地の復元が急務です。森林環境贈与税を活用し、奥山を広葉樹林化するのを進めることを強く要望いたします。

森林環境贈与税に関しましては、使用目的が森林の整備に関する施策とか、森林の整備の促進に関する施策とありますので、こういったものをぜひ活用していただいて森を豊かにするような取組、そうしたものに使っただけならとても効果があるのではないかと思います。このことによって奥山の保水力というのでしょうか、そういった水を十分ため込んだ豊かな災害に強い森をつくることもできます。

次に、3つ目です。山の実りの凶作年、人里に熊が出ないように山裾にクマ止め林と一般的に呼ばれるような、そういったものが必要なのではないかと考えます。奥山の自然林劣化の回復には、時間がかかります。異常気象はこのたびだけに限らず、今後も奥山の餌不足の発生が予想されます。人里から離れた山裾に、柿や栗、クルミなどを植えてクマ止め林をつくることは、先祖が実践してきた知恵でもあります。人里から離れた場所にあるオニグルミや柿や栗は、人里に熊を近づけないためにも、ぜひ残すべきと考えます。

色麻町の林道などを車で走っておりますと、山栗などは結構たくさん見かけます。ただ、とても定期的な伐採があるのでしょいか、木自体が全体的に細くて枝分かれがいっぱいしていて、あまり普通の年でもこれでは実がならないだろうなって思われるような木が、それでもたくさん道路沿いに見えています。これが年月をかけて太く大きくなれ

ばたくさん実をつけて、熊の食べ物もたくさん落ちてきますし、熊が冬眠をするような場所も確保できると思います。なので、そういったものの整備も含めた、熊の餌を山中で賄えるような仕組みをぜひつくるように、取り組んでいただきたいと思います。

それから4つ目ですが、乱獲を招くような大量捕殺をどうかやめてください。昨年東北地方で最も熊による被害が多かった秋田県は、県内に約4,400頭と推定されていた熊の50%以上に当たる2,200頭以上を捕殺、殺してしまいました。半分以上殺してしまったということで、人的被害が多かった。それもとてつかるのですが、心配なのもとても分かるのですが、何かほかにやりようがあったのではないかなど、個人的にはとても残念でなりません。本来の生息地で住めなくて、人里周辺に集まってきているのであれば、捕殺を繰り返してもまた別の個体が出てくるために、人身事故はなりません。また、そのような状況での捕殺強化は乱獲を招きかねず、生息数を激減させることにつながるおそれがあります。熊は、ほかの指定鳥獣であるイノシシや鹿と比べて生息数も少なく繁殖力も弱いため、捕殺の強化は地域的には絶滅を招くおそれもあります。鹿やイノシシ用のくくりわなにかかった熊の放獣については、とても時間の手続かかる手続と費用がかかると聞きました。町だけで解決できる問題ではありませんが、改善の方向に向けてぜひ進めてください。

町猟友会の皆様におかれましては、増え続ける野生動物の被害にあって命に関わる危険なお仕事ではありますが、限られた予算の中で野生動物から町民の命や農作物等の財産を守るために、本来の仕事の合間を縫って、朝夜明け前から薄暗くなる夕暮れどきまで、時間をつくって献身的な御活動をされていることに、この場を借りまして心からの敬意と感謝を申し上げます。

猟師さんも、去年の山の餌不足を案じておられました。人の住む里に出てきてしまった以上は、捕獲せざるを得ないのですと言っておりました。不幸な熊を増やさないためにも、人の知恵によって熊と人との境界をつくって、熊に出てきてはいけない場所を学ばせることが必要と考えます。

最後に、5つ目です。熊の生息地での再生可能エネルギーの開発をやめてください。全国で一番熊の出没・人的被害が多かった秋田県は、全国で2番目に風力発電の風車が多い県でした。ちなみに、1位は青森県です。このように、関連性についてはまだ確認していないので分かりませんが、実際に再生可能エネルギーを開発することによって山での生息が難しくなり、里におりてくるという行動も考えられるかもしれません。

熊の生息地で、山の尾根を削る大規模風力発電や、森林伐採を伴うメガソーラー計画が日本各地で乱立しています。奥地の乱開発は、熊などの野生動物を里に追い出すことになり、人里の被害がさらに大きくなります。また、山の木々はCO<sub>2</sub>を吸収して炭素として山に固定してくれますが、森林伐採を伴う再生エネルギー開発はこの二酸化炭素、CO<sub>2</sub>の吸収元である森を破壊することでもあります。森の木々は、1平方キロメートル当たり約8トンの炭素を固定すると言われております。このように森は多くのCO<sub>2</sub>を吸収してくれますので、再生可能エネルギー開発によって森を破壊するということは、

カーボンニュートラルの観点からしても本末転倒なのではないかと考えます。

鳥獣被害対策予算、森林整備関連予算、森林環境贈与税などを活用して、短期的には熊による人身事故や果樹園などの被害防止、長期的にはすみ分け復活のための生息環境の再生がどうしても必要です。

以上、5つの対策をぜひ御検討の上、実施してください。これらの対策を実現することによって、熊と人とが事故なく共存していくことが可能と考えますが、以上のことを踏まえまして町長のお考えをお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いろいろ提案をいただきました。町として大事なことは、人的な被害を下げる、あるいは農作物の被害を下げる、こういう観点で考えていきたいというふうに思います。

熊を大事にしたいということでの考えが今大分述べられましたけれども、私たちは熊を大事にするよりも、やっぱり町民の人たちを大事にしなくちゃならないというふうに思っています。ですので、すみ分けということもそれは1つの方法でしょう。前段で課長のほうから答弁したように、やっぱり個体数も減らさなくちゃなりません。それから、民家のほうに食べるものを常に外に置いたりというようなことも避けなくちゃなりませんし、それから、今、果樹関係も特にそのままの状態、いわゆる木になりっ放しのような状態のままのものもたくさんあります。そのことも避けなくちゃならないというふうに思います。

そういうことで、やっぱり熊を大事にするという気持ちも、それはそれで大事なことだと思いますけれども、私としては、立場としては熊を大事にするよりも、今申し上げたとおりで町民や農作物の被害をまず下げたいというふうに思っています。

それから、もちろん今いろいろ5つのことについて挙げられまして、その内容については短期的なものであったり、あるいは長期的な対策のものであったりということに分けられると思いますけれども、まずもって短期的なものについては今申し上げたとおりであります。

それから、長期的というのであれば、確かに山に木の実がなくなる。あるいは、例えば栗であっても個人の所有のものについては個人の判断で切られたりなんかしているわけですので、それは何とも仕方ありませんけれども、町としてはあまりむやみにそういうものを伐採するようなことはしておらないわけでありますので、今申し上げた内容についての対応については、ほぼほぼ大体本町としてはやられているというふうに思っています。

それから、犬の話もたしかありましたですけれども、それは何とも分かりませんが、その中の再生可能関係については、本町としては町有地は貸しませんよということでの結論をつけておりますので、そのことについては問題ないのではないかと。町有地についてはですけれどもね、だというふうに思っております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員に申し上げます。一般質問ですので、自己の哲学・見解を大いに披露しながらの質問、これは構いません。ただ質問ですので、要望あるいはお願い、あるいはお礼の言葉を述べる場ではございませんので、あくまでも町長に対して答弁を求めてください、質問してください。そこだけ注意していただければ、どのような発言でも大丈夫です。

大丈夫ですか。高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 了解いたしました。

今の町長の答弁をお聞きしまして、町民の命に関わることでありますので、人命及び農作物等の財産の被害、これはやはりあってはならないことだと思います。そういった意味では、出てきてしまったものをどういう状況での判断にはなるとは思いますけれども、あまりひどいのであれば殺めることもそれは仕方がないかもしれない。ですが、そうでない場合、迷い込んでしまったとかそういった場合の救済処置、そういったものを考慮に入れながらの対策をぜひ取っていただければと思います。そういう対策をとっていただければと思います。

現在、色麻町でも害獣対策として農地や集落と山の境にフェンスや電気柵を設置して、一定の効果上げております。そういった作業に加えて、さらなる対策を設けるということは、労働人口減に苦しむ町民の負担をさらに増加させてしまうということも懸念されます。予算よりも、むしろこちらのほうが大きなハードルなのかもしれません。

草刈りなどの環境整備ボランティア作業や、レジャーの一環として手弁当で参加してもらっている団体や行政のイベントなんかがあるように、見方を変えただけで世の中には環境保全に対する意識の高い方がいるので、そういった方々はほぼほぼ都市部に多いですけれども、そうした方々のお力をお借りするという方法もあるかもしれません。都市部との交流事業の一環として据えて、そういった環境整備を実施することも考えられるのではないかなと思います。

最後にですが、国連が提唱するSDGsは、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すという世界共通の目標です。私たち色麻町は、それよりもさらに上のステージを目指して、誰一人取り残さないではなく、何一つ取り残さない、色麻町に住む私たち人だけではなくて、色麻町に生きる全ての生き物が取り残されることなく互いに寄り添い、安心して生活できる社会に向けて努力していけたらと思います。

熊の指定管理鳥獣追加についての質問は、以上です。

○議長（天野秀実君） 高森議員。高森議員の今の考え方について、町長がどう考えているかだけ聞いてください。

○2番（高森すみえ君） 町長のお考えをお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 自分としての主な考えについては、さっき答弁したとおりです。

確かに生き物ですので大事にしようという、その考えについてはまるきり否定するものではございません。ただ、あくまでも人が被害を受けるような状況、あるいは農作物の

被害を受けるような状況を、これは何とか阻止をしたいということで、その対応についてはこれも繰り返しになりますけれども、若干の個体の減ということを目標にもしなくちゃなりませんし、あるいは民家のほうに来ないようにバリアといいますかね、バリアを張らなくちゃならないということもありますので、その辺については私としてはそういう方向でいきたいというふうに思っております。

都市との協力ということについては、そのことについては今のところ考えておりません。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 次に質問事項について、2つ目の質問について入らせていただきます。

新型コロナワクチンの接種についてお伺いします。2021年から始まりました新型コロナワクチン接種、このワクチン接種ですが、色麻町での新型コロナワクチンの接種状況についてお知らせください。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 高森すみえ議員の2つ目の質問がございましたので、お答えを申し上げます。

本町での新型コロナワクチンの接種状況ということでありまして、まず国は2021年、令和3年ですけれども、2月17日から医療従事者等の先行優先接種を開始。その後その年の4月12日から高齢者の優先接種を開始いたしました。本町では2021年5月11日から医療従事者等及び65歳以上の高齢者を対象としました集団接種として開始をいたしました。さらに、2021年7月からは64歳以下に対象者を拡大をして集団接種を実施し、同時に加美郡内の医療機関の協力の下、個別接種も開始をいたしました。

本町では、2024年3月の特例臨時接種終了までに集団接種の機会を6クール実施をし、そのほかにも個別接種を実施いたしました。この期間で高齢者等の方は1人最大7回の接種機会があり、集団接種・個別接種を合わせての接種率は1回目が87.5%、2回目が87.3%、3回目が78.8%、4回目が61.5%、5回目が45.3%、6回目が27.8%、7回目が19%となっております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 新型コロナワクチンは、コロナ感染症の終息に対して最も有効と考えられ、接種が始まりました。ワクチンのメリットとして、接種により感染症から健康や命を守ること、高齢者や持病のある家族を守ること、感染しても重症化のリスクを防げること、安全で安心感のある生活を取り戻せることなどが挙げられ、接種が推進されました。

今の御答弁の内容ですと、色麻町本町では2021年5月11日から医療従事者・65歳以上の高齢者を集団接種として開始した後、2021年の7月からは64歳以下に拡大し実施したということでした。この64歳以下ということには、生後6か月以上の全ての人の対象と

いうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

対象者は、今議員おっしゃったとおり6か月以上の方、全て入っているような状況になります。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） そして、公的な補助のあるワクチン接種は2024年3月末で終了して、その後希望者はお金を払って自費で接種をするということになっています。日本でこれまでに接種されたコロナのワクチン、こちらは3年間で4億3,600万回に上るそうです。そして時間の経過とともに、さきに触れたワクチン接種のメリットを大きく覆すような様々な問題が、現在起こっています。

その1つに、コロナワクチンを接種したことによる後遺症や、死亡に至るケースが物すごくたくさん報告されています。これまでの4億3,600万回の接種で、医療機関、製薬会社、行政に報告された副反応の疑いは現在までで3万7,051件、うち重篤なもの8,988件、うち死亡2,193件。これは、2024年4月15日に厚生労働省が発表したデータです。確実にワクチン接種が原因で死亡したと国が認めた死亡者は、2,193人にもなりました。これは2024年の1月28日報告分までなので、現在も恐らく増え続けています。

さらに、分かりやすいデータがあります。名古屋大学の小島勢二名誉教授は、インフルエンザワクチンとコロナワクチンによる副反応と死亡報告の比較をしました。こちらの表です。インフルエンザワクチン2億6,248万回分、コロナワクチン2億8,274万回分で比べました。接種した回数は、大体同じです。結果、副反応報告、インフルエンザワクチンは1,967人。2億6,248万回で1,967人。次副反応報告、コロナワクチンの場合ですが2億8,274万回分で3万4,120人、3万4,120人になります。

また死亡報告ですが、インフルエンザワクチンは2億6,248万回分中インフルエンザワクチンの死亡報告は35人、コロナワクチンの死亡報告は2億8,274万回中1,761人。驚くべきことに新型コロナワクチンは、インフルエンザワクチンの50倍も死亡率が高いという結果になりました。

さらに、違う比較があります。国内で最初のワクチン接種が始まったのは、今から48年前でした。この48年間に接種された全ての種類のワクチン、それにおいてその接種者の中からの国の健康被害救済制度に報告されて認定された人は、3,648人のうち死亡者が159名でした。全てのワクチンの種類で、48年間で159名でした。コロナワクチンは、たった3年間で2,193人が死亡しております。約14倍です。調べていて、恐ろしくなりました。

不思議なのはこれほどまでの大問題を、テレビでも新聞でもほとんど報道していないという現実です。どこかの会社の紅こうじサプリは、5名の死亡者にサプリの関連性が疑われるというだけですぐに国が調査委員会をつくり、各種メディアが連日報道してたたきまくりました。それなのに、恐らく今までに類を見ない大薬害レベルのこの惨事を、

国は全く検証しようとしていません。

これを受けまして、2つ目の質問です。これだけの現実の数字があるのですが、町にはコロナ及びコロナワクチンによるものと思われる体質の悪化、また後遺症のようなものについての相談窓口はありますか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

町の相談窓口といたしましては、保健福祉課内に新型コロナワクチン相談窓口を設置いたしまして、ワクチン接種全般に関する問合せについて受け付けておりました。

また、特例臨時接種の終了に伴いまして、コロナワクチン相談窓口は令和6年3月22日をもって終了いたしました。それ以降ですね、新型コロナワクチンに関する問合せは保健福祉課で対応しているというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 2番高森すみえ議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩します。

午前 11時53分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。2番高森すみえ議員。

高森議員。

○2番（高森すみえ君） 午前中に引き続き質問させていただきます。

午前中にお話ししました事柄で、まずコロナワクチンの接種について。これまで4億3,600万回の接種で、副反応の疑いが現在までで3万7,051件、重篤なものが8,988件、うち死亡に至った例が2,193件、そしてこの数字に関してそのほかのワクチンに比べてどのぐらいの被害の大きさかということ、見てまいりました。

改めて、このことについて町長に質問したいと思います。この結果を見てどのような見解をされますか、お願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに、どういうワクチンでもどういう薬でもですけれども、多分副作用というものは必ずあるんだと思います。ただ、今示されたとおりコロナワクチンに関するそういう副作用関係、あるいは症状関係については大変多く感じられました。大変残念なことだろうというふうに感じております。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 私もそのように感じております。桁が違います。

では、次の質問に移りたいと思います。これだけの数字があるのですが、町には。すみません。こちらは午前中に質問しましたので、飛ばします。どれだけ相談窓口がありますかという質問でしたが、こちらについては午前中に申し上げたような相談窓口があるということで、認識いたしました。

ワクチンが原因と分からずに、町民の中には体調の不良を抱えている人が、もしかしたらいるかもしれません。町として細やかな対応をしていただくように、今後求めたいです。

さて、コロナの関係でインターネット上や読み物などでよく出てくる言葉に、超過死亡ということを最近聞くようになりました。超過死亡というのは、例年から予測される死亡者数と実際に報告される死亡者数を比較した場合の増加分であり、特定の感染症や災害による直接・間接的な死者数を予測することができるものとあります。つまり、大規模なパンデミックや災害・戦争など特殊な出来事が起こったときに、例年の予測よりも多く亡くなった人数を超過死亡とってあらわすのですが、この超過死亡の数がワクチン接種が始まってから桁違いに多い数値となっていて、2022年では、年間10万人以上の方が亡くなっているという報告があります。ワクチン接種が始まってからの増加であり、接種が原因なのではと国や厚生労働省にたくさんの問合せがあったようですが、国はそれを認めてはいません。その傾向は色麻にも当てはまってしまうのか、私の中に不安がありました。

そのことに関連しまして、質問です。色麻町内における2020年以前の5年間の年間死亡者数と、2021年から2023年の3年間の年間死亡者数を教えてください。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

初めにですね、2020年以前の5年間の年間死亡者数でございますが、2016年度が115人、2017年度が125人、2018年度が117人、2019年度が110人、2020年度が94人となっております。また、2021年から2023年の3年間の死亡者数でございますけれども、2021年度が105人、2022年度が122人、2023年度が107人となっております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 接種前、2016年が115人、2017年125人、2018年117人、2019年110人、2020年が94人。そして接種した後、2021年が105人、2022年122人、2023年が107人という御報告でした。この数値を聞きますと、少し不安が解消されました。日本全体のデータと比べると、明らかに2022年は同じように極端に多いということがちょっと気になりますが、通年大きな変化がないようです。

日本全国におけるワクチン接種後の超過死亡は、3年間で40万人とも50万人とも言う人がおります。2023年の我が国の超過死亡はアメリカの3倍、フランスの5倍で、世界で最大規模だとさきにも引用いたしました名古屋大学名誉教授の小島勢二先生は述べて

おります。

ワクチンの接種の回数についても、ここで述べたいと思います。大阪市立大学名誉教授の井上正康先生、この先生は免疫学の専門家でいらっしゃいますが、その方はこう述べています。今回の予防接種では、世界中で大変な被害が出ています。そのため、海外のほとんどの国は2年前、これは2022年です。2年前の春に接種をほぼやめています。いまだに7回も打たされているのは、日本人だけです。ひどい状況はまだ拡大しています。町民の皆さんもたくさんの不安を抱えていると思います。

質問です。色麻町では、コロナワクチンに対応した国の救済制度について、町民に周知するためにどのような対策をとっていますか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 国の救済制度の町民への周知ということでございますが、本町におきましてはコロナワクチン接種券配布の際に予防接種健康被害救済制度について記載しております新型コロナワクチン予防接種についての説明書同封いたしまして、周知を図っていたところでございます。

そのほかにも、町のホームページにおいても救済制度について掲載して、周知を図っていたというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） これは、町民の命に関わる大変重大な案件ですので、幾つかの自治体の首長や議会もこの問題を深刻に捉えて行動を起こしております。何人もの国会議員がパンデミックとこのワクチンを取上げて、国と議論をしております。全国の地方議員も、議場で問題を取上げています。

令和5年3月9日、盛岡市では、市民団体が紹介議員のサインとともに新型コロナウイルスワクチン接種の効果検証を求める請願を盛岡市議会に提出しています。令和5年12月13日には、東京都の足立区議会が原因不明の死亡者激増の調査の一環として、2021年4月以降の足立区民の死亡者の新型コロナワクチン接種歴と死亡日を照合したデータ公開とともに、区としての原因調査を求める陳情を提出しました。さらに今年の4月17日には、新型コロナワクチン接種後に死亡した人の遺族など合わせて13人が、国に対して副反応などのマイナス情報を広報せずに被害を広げたと、集団提訴を起こしています。日本全国の中で、このような動きがあります。

こんな動きをお聞きしまして、町長はどのような見解があるでしょうか、求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 高森議員の話からしますと、私などは丁寧に7回打ったんですよ、実は。ですから、褒められないことかもしれませんが、今のところコロナにかかったような感じはないんですね。症状がなくてもかかっているって言われますから、あるいは症状がなくてそういうことがあったかどうかということについては定かではないんですけども、熱があつたりとかそういうことは今まではありませんでした。

そういう状況ではありますけれども、現実としてこのコロナワクチンのために何らか

の体調の悪化なり、あるいはその後遺症的なものがあったりということも、また事実だと思います。今言われたとおりかと思います。本町では、そこまでのことについての相談は、多分受けてないんじゃないかというふうに思っています。ですので、さっき課長が言ったとおり窓口を開設しておりますので、そういう方は相談に来てほしいというふうに思いますし、なおワクチン接種については強制ということでもないのでそれぞれ判断をされて、自分として自信がなかったり、あるいはそういう危険があるなど思えば、何もする必要もないんだろうというふうには思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） そういう害というのがとても多いという事実に対して、お話をしておりました。なので、回数を打たれて特に体の異常がないということは、大変、よかったなと思う次第であります。

いろいろと被害が大きくなっているコロナワクチンなんですけれども、こちらのワクチンの接種を止めようとして、大規模な国民集会やデモが行われるようになっています。4月13日東京池袋で行われた集会とデモには、2万人の人が集まって集まりました。そして、続いて5月31日、最近ですけれども、こちらにも東京の日比谷で行われた集会とデモには、4万人とも5万人とも言われる多くの人たちが参加しています。いずれも、メディアには一切取上げられていませんでした。このように、多くの国民がこのワクチン接種に疑問を抱いています。

私も、コロナワクチンを接種した者の1人です。第1回接種時は、ワクチンができたことにより集団免疫を獲得できるから、コロナは終息に向かうはずだとそういう説明でしたから、国を信じて接種をしました。初めは2回ぐらいで終わると思っていましたが、その後ワクチンの効果は4か月しかもたないからとか、次の流行が来る前にとか、変異株ができたからそれに対応するものをとか、次々と接種を推進してきました。そして、その結果がこういう結果になっている状態です。本心、国は本当に国民を守ろうとしてくれているのか、ちょっと不信感を持ってしまうような心境に陥っております。

そして政府は、この秋にもさらなるワクチン接種を予定しております。こちらの予定されているワクチンに関しましては、海外で開発をされましたレプリコンワクチンという名前の新しいタイプのメッセンジャーRNAワクチンでありまして、これが2023年の11月28日に厚生労働省の認可を得ました、承認をされました。これは、世界に先駆け日本だけです。いろんな情報によると、十分な動物実験もされないまま、まず最初に日本人に接種されようとしています。

町執行部担当課におかれましては、ワクチンのメリットとされていることだけのみならず、実際に起こっている多くの今お話をしたようなデメリット、そして命に関わることですのであまねく町民に知らせる責務があると考えます。ネットで調べることができる人は御自分でよく調べて、そしてテレビや新聞などのオールドメディアからしか情報が入手できない人は、この人たちこそ行政がしっかり情報提供をして十分な知識を得て、自分の責任において接種をするかしないか決断ができるように、サポートをいただくよ

うに強く要望いたします。

担当課長の見解を求めます。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

町といたしましては、予防接種に関しては国の予防接種に関する基本的な計画に基づいて、町の役割の部分を行っているということでございます。それで、町の役割の1つとして医師会の関係団体との連携の下にですね、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うというような役割がありまして、その辺の情報提供の部分になるかと思いますが、そういったところにおきましては有効性や安全性、それと回数とかですね、時期などそういったところを情報提供するような形を取らせていただいています。そういったところから、説明書等でワクチン自体の情報、そちらのほうを提供しているという、今までもそういったことを行っているという状況です。

それとあとは、日本におきましては国としてですね、平成6年からですかね、その前までは義務的接種でありましたが、そこからは勧奨接種ということで努力義務というふうな形に変わっております。それで、日本全体でですね、今のところはそういう努力義務でありますので、自己判断ができるという余地がありますので、その辺はワクチンにおきましては、ワクチンの審査会等々国の機関でですね、しっかりと検証された上で出てきているというふうにこちらでは認識しておりますので、そういったところの情報を踏まえてですね、さっき言ったような説明書等々でですね、周知を図っていきたくと、そのように考えております。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） まず、最初に述べました国の厚生労働省が公に認めている中でコロナワクチンによる被害者は、2,000人を超えているという現実があります。この点を踏まえまして、町としましても国から提示された資料やデータ等ありますが、そのほかのデメリットに関しても公平に町民に対して周知をしていただくよう、徹底していただきたいと思っております。

終わりになんですけれども、一番やはりこういった薬害に関して不安を抱くのは、やはり小さい子供さんをお持ちの御家庭だと思います。子供へのワクチン接種においては、このような被害が出ていることを知り得た御家族にとっては、ワクチン接種すべきかやめるべきかというのはとても重い判断になってくるのではと感じております。

最後に1つ、判断の一助になることを願う資料を示して、ワクチンに関する質問を終えたいと思うのですが、2023年6月の18日にNHKが報じた報道によりますと、日本小児科学会、新型コロナワクチンを全ての小児に接種を推奨との報道がありました。これを受けまして、全国有志医師の会という団体があります。こちらは、新型コロナウイルス感染症に対する対策の見直しと、国民の安全と健康を守るため治験段階のワクチン接種事業の中止を求めて立ち上がった全国の医師及び医療従事者の団体とあります。こ

らの団体が、日本小児科学会のこの推奨という報道に対して、抗議文を寄せました。これを、内容を読み上げます。

日本小児科学会による、全ての小児への新型コロナワクチン接種推奨に強く抗議します。2023年6月18日、NHKが驚くべきニュースを報じました。日本小児科学会が新型コロナワクチンの接種を全ての承認に推奨するというのです。その根拠として、同学会は小児への新型コロナワクチン接種に対する考え方なる文章に、次のような理由を挙げています。

1、WHOが小児や思春期小児に対するワクチン接種は有効かつ安全と記載していること。2つ目、小児の正確な感染率は不明だが、現時点でも多くの小児が未罹患であることが想定されること。3つ目、日本人・小児の新型コロナ感染者の中に、まれではあるが一定数が急性脳症や心筋炎を発症しており、その多くが後遺症を残して死亡に至った症例もいること。4つ目、小児に対するワクチン接種には、発症予防や重症化予防の効果があることが複数の報告で確認されていること。また、現在までのところ接種推奨に影響を与える重篤な副反応はないと判断されていること。

しかし、厚生労働省には2023年4月28日公表分までで、副反応疑いが3万6,301件、重篤が8,537件、接種後死亡が2,059件報告されています。10代以下についても接種後死亡が15件報告されており、重篤な副反応も心筋炎・心膜炎だけで176件報告されています。そのほとんど全てについて、厚生労働省は、情報不足等により因果関係が評価できないとし、判断保留のままにしています。にもかかわらず、WHOが有効かつ安全としている接種推奨に影響を与える重篤な副反応はないと判断されていると断じ、子供たちにまで健康被害が出ている可能性の高いワクチンを何ら疑うこともなく推奨するのは、異常事態と言わざるを得ません。

我々全国有志医師の会一同は、このたびの日本小児科学会の全ての小児への新型コロナワクチン接種推奨に強く抗議するとともに、小児のみならず全ての人への新型コロナワクチン接種の即時停止を求めます。また、同学会が小児の健康と命を守るという使命に立ち返ることを強く望みます。2023年6月24日、全国有志市の会一同。このような抗議文を出しています。

医師の間でも、分かれています。慎重な判断と決定をするためにぜひ多くの情報、それをしっかり吟味して、接種する・しないを自己の責任において判断していただきたいと考えます。

このことについての町長の見解を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 内容から言いますと、国でまず審議されてということだと思えますね。今言われたことの内容は、国で慎重に審議をされて、そしてそれを地域のほうに落ちてくるということだろうと思えます。あくまでも強制的ということでないというのであれば、これは自己責任の中で判断されるということになるのではないかと思います。

また、確かに効果もあるし、言ってみればそういうマイナス面もあると。これは全て

の薬、全てのワクチン全部あると思いますが、そこは後は自らの判断、それから今言ったように国のほうで安全性を確認して地域のほうに来るものだというふうに思いますので、そういうことでの判断が必要だろうというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） その上で重ねて申し上げたいのが、やはり自分で自分の命を守るために情報を集め、そして自分で判断して責任を持って判断をするというのはとても大事なことのように私も感じますので、この件に関しましては、本当にまだ意見が分かれていますことと思われまます。慎重な判断をしていただきたいと、心から思っております。この新型コロナワクチン接種に関する質問は、以上で終わります。

次の質問に、続いて入ります。色麻町第5次長期総合計画の第4章自然環境分野における自然を大切に生かす力の中で、新エネルギーの利用促進についてうたわれています。

このことについて質問します。この項目における新エネルギーとはどのようなものでしょうか、具体的に挙げてください。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 高森すみえ議員の大綱3点目、新エネルギーの利用促進ということでの新エネルギーとはどういうものだという事でありまますが、端的に言えば新エネルギーというのは新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令第1条で発電分野、それから熱利用分野、それから燃料分野と、この3つの分野で10種類があるんですけども、それを指すということになります。

以上です。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 今、お話がありました10種類について指すとおっしゃることでしたが、この発電分野、熱利用分野、燃料分野について、もう少し詳しく御説明いただけますか。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） それでは、発電の種類10種類ということで、御説明をさせていただきます。

まず大きく分けまして3分野、今町長のほうからお話がありました発電分野、熱利用分野、燃料分野ということでございます。

まず、1点目発電分野でございますが、中小水力発電、これは1,000キロワット以下という定義がございます。2つ目が太陽光発電、3つ目が風力発電、4つ目がバイオマス発電、それから5つ目地熱発電ということで、この地熱発電につきましてはバイナリー方式に限ると言われておりまして、バイナリー方式とは水より沸点が低い媒体、水とアンモニアの混合物等で熱交換をして、その媒体の蒸気でタービンを回し発電する方法、これがバイナリー方式と言われているもの、この地熱発電。この5種類が発電分野というふうに言われております。

2つ目の熱利用分野でございます。1つ目が太陽熱利用、2つ目が雪氷熱利用、3つ

目がバイオマス熱利用、4つ目が温度差熱利用、この4種類となっております。

最後に燃料分野でございますが、バイオマス燃料製造ということでこちらの1項目となっております。またこれ以外にですね、もう1つ大きなくくりで広い意味で、海上のですね、大きな風力発電とかですね、そういったものも広い意味で含まれるということで、もっと細かく分けると4種類ということなんですが、まだこの辺はですね、しっかりした定義づけがされていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 洋上での風力というもの、今お話しされていまして。これは、地上に立っている風車そのまま海の上に立っていると、そういう形で想像する洋上風力と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 高森すみえ議員おっしゃるとおりですね、そのような分類で問題ないと、間違いないというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 今、お話をされました新エネルギーについての分け分けについてですが、言われました発電の方法を見ると、一般的に再生可能エネルギーと言われているものなんだと思われまして。これについて政府は、日本における再生可能エネルギーの導入について、2030年までに日本の総発電量の37%ぐらい、それぐらいを再生可能エネルギーに置き換えるという目標を立てているようでした。

そういった意味で、再生可能エネルギーがこれからの日本のエネルギー分野での大きな位置を占めるという方向に進んでいると理解をしておりますが、私個人の考えでは再生可能エネルギーというのはとても大切なものだと思っております。大切なものとは思っているのですが、内容とか規模とか種類によっては実際にこの日本でそれを操業する、エネルギーをつくるということにおいていかなものかと思われる分野のものもありましたので、その点についてお話をさせていただければと思いました。

一般的に世間でいろんなトラブルになっているのが、再生可能エネルギーの中でメガソーラー、それから巨大風車による風力発電、こういったものがいろいろな意味で問題視されております。私も巨大なという、規模の大きな太陽光発電や風力発電に関しては、日本については向いていないのではないかという気持ちを持っております。とても太陽光発電、風力発電、どちらも自然の力を利用してエネルギーを得るもので、各家庭で小規模で使う分には大変便利なエネルギーの供給媒体だ感じております。

ですが、これが一面埋め尽くすような規模、それから自然を極端に破壊する規模、そうしたものが果たして日本にとってどれだけの益があるのか、それをそうすることによって得たエネルギーがどれほど有効なというか、いいものなのかということについてはすごく疑問を持っております。

その理由というものがあまして、私は2つ大きな理由を考えています。再生可能エ

エネルギーの大規模太陽光発電・メガソーラー、それから大規模な風力発電、これに関してのちょっと日本には向かないと思う理由2つ。そのうちの1つは、どちらも日本の風土に合わない。そして、むしろ日本の国土を破壊するものと考えます。もう1つは、この2つに関しては日本の国益、それから国民の利益というものをほとんど無視した、利益にならないものであると考えております。

2つの理由について、ちょっとお話をしたいと思います。まず日本の風土に合わない、それから国土を破壊してしまう。こういったものの根拠として挙げられるのは、メガソーラー、たくさん日光が当たったほうがたくさん発電します。そして、むしろ平らなところのほうがとても設置上も都合がいいし、お金がかからずつけられるし、災害の心配もない。そうした意味では、日本は雨も降りますし、雪も降りますし、それから傾斜が多い土地がらなのでそういった平らなところはない。そういったものを加味しますと、やっぱり大規模なものっていうのは向かないのではないかと思います。

また、高温多湿で植物がよく茂りますので、実際に大規模なメガソーラーの施設を見てもみると、よくネットなんかで状況を見ますと下草が繁茂して大変な状態になっていたりだとか手入れが大変、そういった問題があるように感じます。

また、巨大な風力発電、これに関してですけれどもやはりメガソーラーと一緒に、実際風力発電、大規模なものに関しては、ヨーロッパのほうで主に初めされていた。ヨーロッパの真っ平らな大地、そこに吹く偏西風、一定の風、そういったもので発電をしていたようでした。なので日本に関して言えば、やはりメガソーラーと同じように山間部が多く、平らなところがない。そして、一番大変なのは風ですね。風は台風とか、日本の場合そういう強風が吹いたり天候が荒れたりするような気候が毎年のようにありますので、そういったデメリットっていうのはかなり大きなものがあるのではないかと思います。

今、盛んに日本の山頂、やはり一番山頂が風が強いので計画されていますけれども、山頂に立てるにはやはり山を破壊しなければなりませんし、そこまでたどり着く道路をつくるのにもお金がかかります。また、崩れやすい土質でもあるので、そういった面で大きな風が吹いたときに倒壊するおそれも多々あります。能登で起こった地震では、多くの風力発電施設が使用できなくなって、止まっているというニュースも見ました。そんな中でやはり大きなもの、大きなものに関してはとても日本では不向きなのではないかという考えでございました。

この点について、新エネルギーの中の太陽光発電、それから風力発電についての私なりのデメリット、日本には向かない理由というものを述べさせていただきましたが、町長の見解はいかがでしょう。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 時間ないようですので、簡単に答弁させていただきます。

一番エネルギーで大事なことは、何でつくるかですね。今言ったように、こういう場所は適さない、ああいう場所は適さないはいいですけれども、それでは日本のエネルギー

一を何でつくるのか、こういうことが1番大事な視点だろうと思います。そういう中で再生エネルギーであったり、あるいは原発であったり、そういうことが論じられているのだというふうに思っていますので、適す場所もあれば適さない場所もあるだろうというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 時間も押してきました。たくさんお話をすることがあるので、もし議長のほうでお許しが出るならば9月の会議のときに。

○議長（天野秀実君） 一般質問を終えてください。

○2番（高森すみえ君） 何でつくるかは、大変私も思っているところでした。ただ、思っている以上に日本には資源がたくさんあります。それを、実は知らされてないだけだったりすることもあります。そういった観点をぜひ。

○議長（天野秀実君） 90分時間使い切りしましたので、以上で2番高森すみえ議員の一般質問が終わりました。

次に、1番工藤昭憲議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。1番工藤昭憲議員。

〔1番 工藤昭憲君 登壇〕

○1番（工藤昭憲君） お願いがあります。着席したままでよろしいでしょうか。

○議長（天野秀実君） 先般、議会運営委員会にて、それでよろしいということで協議をいたしましたので、着座したままでの発言を許可いたします。

○1番（工藤昭憲君） ありがとうございます。

執行部の皆さんにちょっとお願いがあります。お願いというか、申し上げておきたいと思います。退院時より、ちょっと自分的にはろれつ障害がひどいかなと自分で思っていますので、もしかしたら聞きづらい部分あるかもしれませんが、よろしくお願いたいと思います。なお、こういう状態でありますので、何かあったときは途中でやめる可能性もなきにしもあらずでございますので、あらかじめお願いしておきたいと思えます。

それでは、一般質問通告に従いまして、議長より発言のお許しが出ましたので、一般質問を行いたいと思います。

まず、福祉行政についてでありますけれども、今回7期計画が出されましたけれども、6期計画の前の計画の7ページにありました7項目について、基本計画となるものを令和3年から実施してきたわけですが、今回3年ごとの見直しということで新たに計画をつくりましたが、1項目ごとどのような検証・評価をしたのか。要するにマルだったのか三角だったのかバツテンだったのか、それがまず1点目。その評価を踏まえた、7期計画にどのように工夫・改善がなされたのか。そのことについて、2点お伺いしたいと思えます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 工藤昭憲議員の質問に答えたいと思います。

福祉行政関係ということでございますが、第6期の障がい福祉計画の基本指針の7項目が、どういう評価、どういう現況であるかということで、まず私のほうからはその点についてお答えを申し上げたいと思います。

施設入所者の地域生活への移行、これは1点目ですけれども、施設入所者は1人削減されましたけれども、地域生活への移行者はございませんでした。

2点目の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、この件でありますけれども、目的としております精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すための保健・医療・福祉関係者による協議の場については、設置には至らなかったのであります。

それから、3つ目の地域生活支援拠点等が有する機能の充実でありますけれども、拠点となる施設を新たに整備することは困難と判断をし、地域において機能を分担する面的整備によって進める検討を行っていますが、整備にはまだ至っていないわけではございません。

4つ目の福祉施設から一般就労への移行等ではありますが、本計画期間内に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した方はおりませんでした。

5つ目の障がい児支援の提供体制の整備ではありますが、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援利用可能事業所は、大崎広域のほなみ園が担っております。また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を大崎圏域内に1か所確保する目標につきましては、令和4年3月大崎市古川にNPO法人の事業所が立ち上がっております。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場、及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置には至っておりませんでした。

6つ目の相談支援体制の充実・強化等ではありますが、総合的・専門的な相談支援の実施については、基幹相談支援センターの設置を目標としておりましたが、これも設置までには至っておりません。

7つ目の障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る目標ではありますが、県が実施する障がい福祉等に関する研修に職員が参加しスキルアップを図るとともに、システムを活用し障がい福祉サービス等の利用状況の把握及び検証を行っております。

現在も、この第6期を踏まえた中での第7期計画にどう反映されたかということについては、担当の福祉課長より答弁させたいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） それでは、第7期障がい福祉計画への反映ということで、そちらのほうについてお答え申し上げます。

まず1つ目ですが、施設入所者の地域生活への移行についてでございますが、こちら施設での生活から地域での生活に移行するために支障となっている要因や必要な支援を把握し、町の自立支援協議会を通じて地域での生活を支援する体制を検討することとしたしまして、グループホーム等への地域生活移行者数の数値目標は1人というふうにしております。

2つ目です。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということでございますが、こちらにおきましては精神病床から退院後に地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けることとしております。

3つ目でございますが、地域生活支援拠点等が有する機能の充実ということでありませんが、こちらは引き続き地域生活支援拠点の面的整備を進めるとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制、及び緊急時の連絡体制の構築を進めることとしております。

4つ目でございますが、福祉施設から一般就労への移行等でございます。就労支援事業所及び相談支援事業所と連携を図って、就労移行支援等の障がい福祉サービスを利用しながら一般就労へ移行し、その定着が図られるよう推進していくこととしております。

5つ目でございますが、障がい児支援の提供体制の整備等ということになりますが、こちらにも引き続き大域広域ほなみ園等を中心とした支援体制を推進してまいります。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、圏域での協議を進めていくこととしております。

続いて、6つ目の相談支援体制の充実・強化等でございますが、今後も地域の相談支援事業者との連携を強化していくとともに、基幹相談支援センターの設置を目指すこととしております。

続いて、7つ目です。障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築でございますが、こちらにも引き続き各種研修に職員が参加してスキルアップを図るとともに、町自立支援協議会において情報を共有しまして、障害福祉サービスの質の向上を目指すこととしております。

以上になります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 先ほど回答書をいただいたわけですが、なかなか短時間の中で分析するのは難しいんですけれども、ただ、今の答弁を聞いていますと6期計画をどういうふうに反映させたのかっていうことを聞いたわけですが、それについてほとんど設置に至っていませんとか整備に至っていませんとかっていう回答が多いんですよ。ということは、さっき町長に質問したようにマルだったのか、三角だったのか、バツだったのかという言い方をしたんですけれども、それからすると私からすれば、どっちかっていうと三角とかバツのほうが多かったのかなというふうにしかって取れないんですけれども。

そういう中で、今、7期障がいについても回答がありましたけれどもね、しております、こととしております、計画だと言われればそれまでなんですけれども、もうちょっと実効性のある言葉で表せなかったのか、回答できなかったのかなっていう不満があるんですけれども、実際障害を持っている方の立場になった実効性のある計画なのかなっていうふうな、疑問という失礼ですけれどもね、そう感じるところがあるんです。

今6期の件についても、また7期の件についても回答いただきましたけれどもね、6

期目でできなかったことも含めて7期目ではね、ぜひ実効性のあるものにしてもらわないと困るんですが、その辺についてはどのように今後行っていくつもりなのか。回答は回答で分かるんですけども、ただこの回答だけでは、おりますとかね、こととしておりますとかっていうアバウトな表現なんですよね。果たしてこれで本当に実効性を持てるのかなっていう、そう思うところがあるんですけども、そのことについて担当課で今後具体的にどうするかということをもうちょっと踏み込んで、もし答えることができれば回答お願いしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

中身に関してでございますが、例えばですね、計画なので、そうしておりますというふうな表記というか、そういうお答えさせていただきましたが、まるきり進んでないわけではないような状況でございます。町内においては限られた施設になりますんで、なかなかこういった計画に沿ってですね、何でも順繰り進めていけるかっていうと、途中段階で様々な課題が生じております。

例えばですね、3番目に申し上げました地域生活支援拠点ですね。こちらにおきましては障がい者及び障がい児の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、その後の暮らしのために必要になるであろう役割ですね、例えば相談とか緊急時の受入れの対応とかですね、あとは体験の機会の場合、例えばグループホームとかそういったところの体験とかですね、あとは専門的人材の確保・養成、あとは地域の体制づくりといったそういった機能を兼ね備えた地域生活の支援拠点を整備するよというふうに、国のほうでは示しておるところですが、町においてはなかなか拠点というような施設をひとつ準備とかっていうのができるような状況じゃないというふうに判断して、面的整備というところの一つの結論をつけておりますが、その面的整備を今後どうしていくかということになります。

それで、障害者の個々の状況をですね、関係事業所が共有できるような、サポートブックといってカルテみたいなものをですね、つくって関係事業所と共有して、そういった緊急時の受入れの対応とかの際の情報を活用できるような、そういったものを今つくったりとか、その目標に近づくような取組は町の自立支援協議会を中心として取り組んでいくというような体制をとっておりますんで、そういったところをですね、さらに充実させていく。色麻に合ったようなそういった体制整備をしていく。そういったところは検討しているような状況でありますんで、先ほどの回答におきましてはなかなかでき上がっているというような回答は申し上げておりませんが、そこに向かって進んでいるという状況ではあるというふう認識しております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 正直、色麻町のような小さいところで国の基本方針を一律にあてはめられた、そういう計画っていうのは難しいのは分かるんですけども、やはり福祉についての、また、障害者についての理念というのは大変すばらしいものがあるわけですから、その理念に従った中での計画の実効性を高めていくためのさらなる努力って

うのは必要かなと思うんですけども、それについてぜひですね、今後ともそういう方向で進むように、実効性を持ってやっていただければと思いますけれども。

この件については何回か担当課長とも話をこの前したんですけども、実際色麻でできる部分と、はっきり言ってできない部分もあるんだということは聞きましたので、その件についてこれ以上突っ込んだ話をするつもりはありませんけれども、やはり担当課としてそれでいいんだという考えでは困りますので、できることはとにかく積極的に計画どおりでなくて計画以上になるように、その旨については求めておきたいなと思っていますけれども、そのことについて、もう一度答弁お願いします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） それでは、お答え申し上げます。

こちらの7つの目標はですね、必ずしもできないというようなものではないと認識しております。ただ、物によっては時間がかかるというものもございますので、目標に向かってですね、目標というかですね、障害をお持ちの方がこういった生活ができるような環境づくりのために、そういった計画をですね、引き続き、項目によっては時間がかかるものもあるかもしれませんが、それに向かって進めていきたいというふうに考えております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 大変力強い答弁でありますけれども、必ずしもできないものではないというものもあるということですのでね、ただ時間がかかるかもしれないという答弁ですけども、できるだけ早くに計画のとおり進むことを期待します。

②に移ります。計画の中で、公共施設のバリアフリーについてあります。これはいつから行い、どのようなことを実施したのか。また、今後の計画とそれぞれ設定した年度があれば、回答いただければと思います。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） それでは、工藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、企画財政課で管理しております施設につきましては、役場庁舎の入り口のスロープ、階段等の手すり、車椅子の方や高齢の方、子供連れなどの様々な人が利用を想定した多目的トイレ、こちらの設置をしております。引き続き住民の皆様の利便性に鑑み、財政状況を踏まえながら改修をしていきたいと考えております。

また、商工会・土地改良区が利用しております産業会館、シルバー人材センターが利用している旧六の国農業共済組合色麻事務所につきましては、現時点ではバリアフリー化の予定はございませんが、社会情勢の変化を注視しながら検討してまいりたいと考えております。建設水道課がある役場分庁舎につきましては、昭和61年の建築以降37年が超過をしておりますので、木造平屋建ての耐用年数24年を大幅に経過しておりますので、施設の更新を含めて検討してまいりたいと考えております。

また、各地区に集会所24施設ございますが、このうち15施設のバリアフリー化が完了

をいたしております。特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、順次建て替えとともにバリアフリー化を進めているという状況でございます。

なお、先ほどお話しはいたしました、平成27年度に役場庁舎のスロープ改修工事、入り口のところでございます。こちらを改修いたしております。平成29年度は役場1階にございます多目的トイレ設置工事、こちらのほうを実施いたしております。一番近いところだと令和5年度役場庁舎の手すり設置工事、1階から3階までの階段のところに設置をいたしております。こちらの工事、3か所実施いたしております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 役場庁舎につきまして、今答弁あったように平成27年度が平成29年度にスロープとかトイレとかっていう答弁ありましたけれども、実際私も全然気づかなかった点が、今回こういうふうな状況になって気づくことがいっぱいあったんです。

そんなもんだからこういう質問を出したんですけれども、皆さん全然気づかないなと思うんですけれども、例えば今スロープって言いましたよね、スロープね。どういうことを想定してのスロープなのか分かりませんが、実際1人では上れません、あのスロープでは。それから、手すり設置したと言いますが、こっちへ向かって右側のスロープについては手すりはないですよ。それから、下はタイルです。そのために滑りやすい、危険。雨なんか降ったら大変。それから、この前雨降ったときに委員会ありまして、雨降ったために委員会に参加できなかったんですけれども。雨降ったときに少しの雨だったら大丈夫なんですけれども、車が停車して、降りて車椅子に乗ろうとしたときに雨でほぼぬれてしまうんです、実際。だから、これも時間かかるのかと思うんですけれども、障害者のためだけでなくて体の不自由な人、高齢の方で足腰の弱い人だって動作が遅い方もいると思います。そういう方も含めてね、車から降りて役場庁舎まで入る間の時間がかかるんです。その間にぬれてしまうの。

だから、やっぱりそういう方がどうしても役場庁舎や公共施設、ほかの建物もそうだと思うんですけれども、なかなか大変なんです。やはりその辺も考えてもらえればなと思いますし、それから今言った車椅子を利用する方に対して、介助が必要な場合の人もあると思うんです。その場合、インターホンかなんかつけてもらってね、そうすれば誰かに介助してもらえれば、車椅子なり介助を必要とする人に対してすぐサポートできるのかなという思いがありますので、その辺は考えてもらえればなと思います。

それから、ほとんどの方はあまり議会事務局とか議員控室には入らないんだと思いますけれども、車椅子で歩くとね、例えばここ、このくらいの段差なんです。5ミリちょっとぐらい。引っかかるの。議員控室を出るときもそう。要するに、観音開きのドアをとめるためにロックするというか、何かありますよね、勝手に開かないようにするための。その段差がね、バリアなの。だから、車椅子で勢いつけていかないと越せないの。本当にね、なって初めて気づきました。

だから、それを全部私のためにどうしろと言うつもりはございません。ただやっぱり、

障害を持った者でしか気づかない部分があるのかなということ、今回改めて認識しました。だからやっぱり、健常者と言われる皆さんは気づかない部分が、公共施設と言われる役場で管理している建物については、いっぱいそういうものがあるんだと思いますので、今後はやっぱりそういうことについてもうちょっとその立場になった人間に聞くというのが一番いいのかなと思うんですけども、そういうことをやっぱり今後計画の中でそういうものを反映させるためには、障害を持った方とか足腰の弱い方とかそういう方にも要望を聞くような、または投書箱っていうんですかね、役場にあるのかどうか、今まで気づかなかったんですけども、もしそういうことでもいいですから何か意見を、そういう障害を持った方々の不自由を具体的に分かるような、何かそういうものを考えてもらえればなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 貴重な意見であります。もう一度確認をしながら、点検しながら、どの辺がどのようにしたらどうだということについては、確認をしたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 前向きな答弁をいただきましたけれども、ただ、何をするにもね、金がかかることでございますし、それから時間もかかるわけですよ。腹減ったので御飯を食うようなわけにはいかないわけですから、その辺は十二分に承知はしてましても、やはり障がい者計画6期・7期に限らず住みやすい、障害を持った人も健常者の方もやはり同じような社会活動ができるようなね、そういうようなまちを目指してもらえればありがたいですし、それがやはり住みやすいまちづくりにつながるのかなという思いがありますので、ぜひですね、できるものからです。時間と金のかかるものは、当然後回しになるのもしょうがないと思います。

ただ、例えばさっき言ったように介助が必要な方に、インターホンをつけてすぐ迎えるような体制作るとか、あとはさっき企画財政課長が言っていたように手すりをつけるとかっていう、そういうものは割と早くできるもんですから、そういうものはもうちょっと障害を持った人の意見を反映させる仕組みもつくりながら、障害を持った人も社会参加ができるようなそういう公共施設、そういう役場庁舎、先ほど建設水道課の分庁舎のことも回答で言っていましたけれども、あそこも階段があるだけで何もないわけね。あそこに何かしろとは言いません。ただ、建て替えの計画を持っているっていうことなので、それは長い目で今後見ていきたいと思っておりますけれども。

今後は障害を持った人も利用するんだというそういう視点で、あとは足腰の弱い高齢の方もいるんだという、その方も役場庁舎に限らず公共施設を利用するんだということ念頭に置きながら、6期・7期・8基・9期といくんだと思っておりますけれども、今後。その計画にぜひ反映させて、使いやすいような公共施設にしてもらえればありがたいなと思いますので。この件については要望になりますけれども、これで議長にしかられるかどうか分かりませんが、これで自分としての考えは、障害を持った立場としての考

えは一応言ったつもりでございますので、ぜひそれらの実現に向けてやっていただければと思いますけれども。

その辺について、町長からもう一度明快な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 繰り返しになりますけれども、十分そういうことも踏まえながら検討させていただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） それでは、③の質問に移りたいと思います。

障害者と高齢者の社会参加を掲げていますが、それには役場庁舎にエレベーターが必要だと思います。それについてはどのように考えますか、答弁をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに、必要か必要でないかと言われれば必要でありますけれども、このとおり庁舎も建設以降大分時間はたっているんですね。ですので、そろそろ庁舎の建て替えの計画も着手しようということの段階まで来ました。5～6年先につくるというわけではないにしても、もうそういう計画に着手したいというふうに思っていますので、新たな庁舎をつくるというときにはエレベーターということは当然意識したいというふうに思います。

現状のこの庁舎に、親切な回答で言えばつくってあげたいというところでありますけれども、何せこういう庁舎の状況でありますので、ここはしばらく我慢していただいて、新たにつくるという場合には必ず設置をするということで、何とか考えていきたいというふうに思っています。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 現実問題として、2階に上がるのも大変なんです、実際。第1回目の議会が2月5日でしたかね、ありまして、そのときに正直3階まで上れるのかどうか非常に不安だったんですけれども、何とか職員の皆さんはじめ多くの皆さんにサポートいただきまして、何とかね、事故・けがなく3階に上ることができました。ここにエレベーターがあったらばどれだけ障害を持った人が、また高齢者で足腰の弱い人がどれだけ便利かなということを感じましたので、たまたま今回は先ほども申しましたけれども、6期から7期にね、計画が移行する中で、こういう質問を出したわけですけれども。

5年も6年もかかるというような計画でなくてという、先ほど答弁いただきましたけれども、恐らく3億・5億ではできない予算だと思いますけれども、20億とか30億とかね、規模によっても変わってくると思いますけれども、今、小中一貫校終わって、今度認定こども園終わって、あと数年後にはこの認定こども園の償還も始まってくるわけですから、なかなか財政的に厳しい中で大変なのは分かりますけれども、これもさっき言ったのと同じでやっぱり障害者なり高齢者なり、社会参加を求めていくのであれば当然必要なことであって、逆に言えば色麻ではちょっと遅かったのかなと、こういうことを議論するのはね、と思っているんですけれども。

ある資料を調べてみましたらね、なぜ役場庁舎にエレベーターが必要かっていうことが載っていたんですよ。例えば、何回か言っている中にあるように、高齢者あるいは身体に障害を持つ障害者だね、いわゆるね。それから障害なくても車椅子を利用する人もいるんだそうですね。そういう方が移動に支障がある人々も、建物内を自由に利用できるようにするために必要だよということ。また妊婦、それから小さい子供を連れての方、重い荷物・かさばる荷物そういうものを上の階に運ぶ際にも、非常にエレベーターというのが重要な役割を果たすんだってということが言われていますので。

今後5年もかからないっていう答弁しているんですけども、違うの。できるだけ早い段階というふうに理解すればいいんですか。そういうふうに答弁しているわけですから、こういうことも含めると高齢者福祉・障害者福祉を語るのであれば、やはり早急にその辺の対応をしていただければ、皆さん障害を持った方やエレベーターやそういう設備を必要としている方も含めて、その方には朗報になるのかなと思うんですけども。この回答書の中で昇降用のエレベーターみたいなものっていうのをもらったんですけども、この事についてはどのように考えているんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき5～6年って言ったのは、5～6年後に庁舎を建てるわけではないんですけども、いずれ庁舎改築ということ踏まえてそろそろ計画に着手する時期に入ったと、こういうことを申し上げたつもりでございます。

それから、昇降用のエレベーターということですけども、こういうものもあるんですが、やっぱり今の役場のこの階段の状況の中ではちょっと難しいんだそうですね。ですので、例えば改善センターの階段のようなああいう形であると、あそこだったらつけられる可能性はあるようですけども、役場の場合ですと途中で角度が変わりますので、ですから難しいというふうにも聞いてます。

3階までどうしても上がらなければならないというのは議員の方々ですので、もし職員の方にも手をかしてやるように準備をしたいと思っております。それから、一般の皆さんの2階のそれぞれの総務課なり企画なりに相談事がある場合は、1階のほうでの町民課の窓口のほうでお願いされれば、担当、いわゆる対応してほしい人呼んでもらって、下で対応してもらおうというふうにしていただきたいと思いますし。それから、会議にそういう方がもし出られるということであれば、役場の会議室じゃなくて改善センターの会議室を利用してもらおうようなことを考えてもらおうとか、そういうことで当分は対応させてほしいというふうに思います。

今、言われました思いについては、十分感じるどころがございまして、あくまでも新たな庁舎ということを考えての話として承ってもらえればなというふうにお願ひします。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 回答書には、エレベーターの代替として比較的安価な設備もあるため、経済性を含め検討していきたいという回答なんです。でも、実現不可能な回答

だったということですか、じゃあこれは。役場庁舎に関して言えばだよ。今、町長は、改善センターのような真っすぐな階段であれば可能だという答弁しましたよね。だったら、そういうふうには回答していただければいいんですよ。それを、エレベーターの代替としてっていうふうには回答をしてるわけですから、そうすると回答書自体実現不可能なことを回答しているというふうにはしか取れないわけですよね、そうしますと。欺いている回答だと思います、失礼ですが。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） お答え申し上げます。

回答者のほうにですね、期待を持たせてしまうような表現ということで、こちらに関しては大変申し訳ございませんでした。エレベーターを設置するというお話になりますと、どうしても建物の構造上ですね、ぽんと工事をして、新しい大きいエレベーターをつけるというのはなかなか現実的に難しいということで、単純な試算でいきますとエレベーターだけの費用ですと3,800万円だけですけれども、それにプラス建物の躯体工事こういったもの、要はエレベーターをつけて重さに耐えられる構造に変えなければならない、改修しなければならないということもございますので、どうしても億単位の話が出てきてしまうというのが現実のところでございます。

今回の回答書の中にございます比較的安価なというものでございますけれども、こちらですね、正式な金額ではないんですけれども、直線タイプの車椅子に乗ったままの状態とかですね、それから椅子に乗ったままの昇降タイプのものでもございますけれども、価格の幅が大変大きくて60万円から設置するものもあれば650万円からということで、これも機械だけの話になります。

先ほど町長が申しましたとおり、設置することが可能な建物かどうかという判断もしっかり行わなければ、この価格でできるかという話も当然違いが出てきてまいりますので、その辺はですね、実際の必要性をしっかりと検討してですね、安全性を確保した上で、設置をするということでの意識の表れではあったんですけれども、現実的にはなかなか今の状態のところですね、ぽんとつけて運用するというのは厳しいと、難しいということでございますので、この回答書につきましては曖昧な表現になってしまいました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） あくまでも、回答書・答弁というのはファジーな部分での回答でなくて、やはり実現可能な現実的な内容での回答書・答弁を、今後も含めてお願いできればありがたいと思います。思い込みを持たせるような、そういう答弁だとどうもね期待するんです。でも、さっきの町長の答弁ではないんですけれども、やっぱり5～6年先には計画に着手しなきゃいけないかなというような答弁ですけれども、この回答書を見るとエレベーターに代わるものもありますよと。

実際これも調べてみたことあるんです、私は。そうすると、やはり直線の階段には実現可能なの。ところが、曲がる踊り場のあるところはほぼ不可能。要するに安全が確保

できない、カーブする部分については。そうすると、必ず補助員がつくとかなんかかっていうことになってくるわけですから。だから、回答書をそのまま取ればエレベーターはちょっと困難だよ、でも代替のものがあるから、それをつけられる可能性はあるよというふうにはしか取れないわけだよ。今後は、こういう思わせぶりの回答・答弁というのは、してほしくないと思いますけれどもね。

いずれ、議会事務局長なり、また、総務課長とも前に話した経緯があるんですけれども、現実的にエレベーターを例えば必要と認めで設置するといっても、やはり数年単位で変わるわけですよ、こういうものは。そういうことを考えると、もうちょっと待つて町長が言ったように少し時間はかかっても、現実的な方法として役場庁舎の建て替え、そういう時期に合わせての検討が現実的なのかなと思ったんです、正直。ここに代替設備がある、設置するみたいなふうにあったもんですから、ああ、できるのかなと正直思ったんですけれども、できないわけですよ、実際はね、役場庁舎内の階段については、だと思っているんですけれども。そのことについて分かりましたので、できるだけとにかく役場庁舎もいろんな意味で金かかるわけですから、新しくしようとするば。そういう観点からすれば、できるだけ耐震化しながら設備もいろいろ更新しながら、長寿命化を図っていくんだと思いますけれども。

だから、10年後に建てるとかっていう答弁をもらおうとは思いませんけれども、できるだけ早めに、障害を持った方の社会参加を促すためには必要だと思いますので、あまり3階建てでエレベーターないのはそうそうないんだと思っていますので、よその庁舎では数えるぐらいしかないと思いますので、その辺については現実的な対応をしていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

では、④に移ります。

○議長（天野秀実君） 1番工藤議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時17分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。1番工藤昭憲議員。

工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） それでは、次に、45分、次に④心身障害を抱えている人のタクシー券についてということで質問します。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

心身に障害を抱えていて交通手段のない方に、タクシー券を交付してはいかがでしょうかという質問に対しましては、タクシー助成事業の事業拡大については、今までも幾つかの御質問をいただいておりますが、障害を抱えている方を対象とするには一概に手帳の有無や障害等級の区分といった判断では難しく、中には運転されている方もいらっしゃるという状況でございますことから、さらなる検討の必要性を感じているところでございます。

現段階においては、運転ができないと思われる肢体不自由者や視覚障害の方など、障害種別に応じた助成を検討しているという状況でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今回答いただきましたけれどもね、車を運転している方もいますっていう答弁していますけれども、交通手段のない方にタクシー券を交付してはいかがでしょうかって質問してるんです。だから、運転している方にどうのこうのということを行っているじゃないの。もうちょっとまともな答弁してもらえるとありがたいんですけども。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今の答弁についてはすいませんでしたけれども、身体障害者の方々が運転できる方以外で、さらにその中でも例えば家庭的に何とかかなり得るという方もあると思います。若干そういうことも踏まえて分析しないと、全部一概にというわけにはいかないのかなという思いでありますので、今、運転できる方もあるということで大きく話が前に行ってしまったんですけども、そういうことじゃなくて運転できなくても家庭的に何とかかなり得るという方もあるし、どうにもこうにも移動手段がないという方もあると思いますので、若干その辺の検討をさせて判断をしたいと、こういうことであります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 別に興奮するつもりはございませんのでね、ただ明確に答弁していただかないと、こうやってきちんと交通手段のない方にということで質問要旨を出していますので、運転をしている方を対象にどうのこうのって答弁をされるとね、血管切れそうになるんです。もうちょっとやっぱり、そこのちゃんと質問要旨で出しているわけですから、その辺考慮して答弁・回答していただければと思います。

今、町長のほうから前向きな答弁いただきまして、実は私も運転はできません。そういう中で、我が愛妻がですね、何かあるたびごとに介護タクシー運転手してもらっていますので、私は欲しいとは思いませんけれども、必ずしも私のようなこういう環境というか、運転してくれる人がいればいいんですけども、いない方に対してどうでしょうかという問いかけをしているのであって、その辺は間違わないでもらえればなと思っておりますけれども。

そういう中で、ずっと7期の計画を見ていった中でですね、町長も見たと思いますけれども、1級を保持している方が89人、2級が35人、6級まで合わせますと273人ほどいるんですよ、障害者手帳を交付されている方が。その中で、特に必要じゃないかなと思う、目、視覚障害者、これが14人います。それから耳、それから平衡感覚機能が悪い人、それも合わせて14人います。それでもね、そういう方々には、もちろんそれでもこうやって私みたいに運転してくれる人がいれば、その方を対象にしないとは言っていない。

だから、そういうふうに運転してくれる人がいない方、せめても。最低でもそういう方にタクシー券を今回75歳まで引下げてもらって、それなりにまた費用もかかりますけれども、さらにこういう質問をするとさらにかかるのかなという思いはありますけれども、やはりそういう本当に運転は当然できない、どこかに行くにも誰かを頼らないといけない、そういう方がいるんですよ。障害を持っている方は特に。そういう方に対して、ぜひ早急に結論を出してもらって、こういう方を対象にタクシー券を交付してもらいたいなという思いで今回質問しているんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今のような状況の方、どの程度か確認をしながら分析をさせてもらって、その方々には配布したいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 非常に前向きな答弁だと思いますし、その点については感謝をしたいなと思います。ただ、いたずらに長く調べるとかなんとかって思いはないと思いますけれども、今回福祉課長にも話したんですけれども、仙台から色麻に移住してきた方がいるんですよ。その方がたまたま目が見えない方で、その方に付き添いしている方から色麻ではタクシー券というのがないんだそうですねって言われました。やはり切実な思いでそういうことを渴望している方もいるということなんですよ。

だから、そういう人のためにもぜひしてもらいたいと思うんですけれども、いつ頃までに結論を出すのか。いつ頃までそういう方にタクシー券を支給・交付できるようになるのか、具体的に大まかなめどっていいですか、そういうことを検討します、検討したいと思いますだけでは何か物足りないんですけれども。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答え申し上げます。

家庭状況をどうこうっていう調査はなかなか逆に時間がかかると思いますので、その辺は先ほど言った障害等級の中で、そういった交通手段云々のところがあるかないかというところの精査は難しいんですが、ある一定等級とあと先ほど申し上げた視覚障害、または肢体不自由、そういったところでの精査をかけてですね、年内ぐらいには、そのくらいの猶予をもらいながらなるべく早く制度化していければなというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 行政で行う仕事ですから、要するに税金を使う仕事になるわけですから、調査もあまりしないですぐにというわけにはいかないのは分かりますけれども、あまり慎重になり過ぎない程度に、やっぱり早急に。要するに今言ったように、白杖を持って歩いている人にね、点字ブロック設置してくれとか何とかってそういうことを言うんじゃないくて、今町で行っている事業の中でそういう選択があるのであれば、そういう交付が可能であればしてほしいなという思いですので、だからできれば年内っていうか、年度内でなくて年内とかスピード感を持って対応していただければありがたいなと思いますので、その辺についてもう一度、スピード感を持ってやっていただけるかどうか確認をしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 必要な精査をした上でですね、なるべく早い制度化をしていきたいと思っております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 引き続き発言したんですけど駄目でしょうか、挙手しないと。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） では、1の福祉行政については終わりたいと思います。できるだけスピード感を持ってやっていただければなと思いますので、このことについては念を押して申し上げておきたいと思います。

それでは、2問目の最終処分場について質問をしたいと思います。

まず、今回選定した処分場候補地はどのような経緯で決めたかということで、回答書をもらったんですけども、設問の仕方が悪かったんでしょうかね。この回答書は、過般全員協議会で説明を受けたまんまなんです。回答だから一応もらいますけれども、私はこういう意図ではたのではないんだということだけは言うておきたいと思っておりますけれども。

まず、とにかく①の今回選定した処分場候補地はどのような経緯で決めたかということ、一応答弁・回答願います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 工藤昭憲議員の2つ目の質問ですね。2つ目だね。に、回答を申し上げたいと思います。

今回、処分場の候補地っていうのは、色麻町の候補地のことでいいんですね。

まず、広域のほうから示されました候補地として上げる条件、これが、まず1つはゾーニングマップでの回避区域に該当していないこと。いわゆる文化財とかそういうことが含まれていないことということですね、例えばね。それから、町の水道用井戸の水源地が近隣にないこと。それから、水害等の災害に強靱であり、安心安全が確保できること。大崎広域構成市町村からアクセスがよいこと。それから、3ヘクタール以上の面積が確保できること。こういう条件の中でどこがいいかということで、それぞれ1市4町から候補地が出されたということです。

うちの町としては袋地区の指浪地内と、想定しましたのは花川沢口地区の八原地内、この2か所を想定をいたしました。その中で、今申し上げたような内容等について、十分問題ないというふうに思われたと判断したのが指浪地区でございます。これは、若干下に下げるものですので、そういうことも踏まえながら今言ったように判断をさせていただきました。もちろん八原にはカントリーエレベーターもある、それから今はため池もつくっている、そういう状況の中でございます。いわゆる県の土地だということであります。そういう中で、指浪地区を町としては判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今町長から回答いただきましたけれども、冒頭に申し上げましたようにね、全員協議会で説明されてますので、この点については承知しているんです。ただ、情報公開条例を使って調整会議の内容をいただきましたけれども、花川の地区とそれから袋の地区について、どのようなプロセスで会議に遡上したかっていうことが全然載っていないんですよね。わかりますか、言っている意味。広域から示された5つの条件をクリアしたどうのこうのっていう説明を求めているんじゃないんです、全協で説明されたのでわかりますので。だから、なぜ袋地区、または花川地区が調整会議の議題としてのったか、それ以前が全然分からないものですから、それを聞きたいんです。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 袋地区に関しては、地権者の同意を得られたという結論ですけどね、結果ですけども。そして、今さっき条件言った内容にほぼ合致する場所であったということでもありますし、本当は簡単なのは町有地を提供するのが一番簡単なんですよ。ただ、町有地を提供する場所がないということで、それで町有地にやや近いというのが花川のいわゆる県の大学跡地ですか、あそこだったんですけども。そこと、それから、今言ったような袋地区の場合は、距離的には十分選ばれる可能性のある場所だということで、これは私なりに判断した場所です。

そういう中で、2つを出すっていうんじゃなくて1つに絞ったときに、さっき言ったようにこちらのほうは、いわゆるため池があったりカントリーがあったり、あるいはそういうようなことも若干の不安要素があるということで、実際に大崎のほうに候補地として出したのが指浪地区だったと、こういうことです。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 別に私は最終処分場候補地に反対するとかね、何とかっていう意図ではないんです。今町長が言ったように、2か所だったのが、袋地区が最適だという判断をしましたって言ったけど、その袋地区っていうのはどこから出てきたんですかっていうの。

例えば、認定こども園のとき、5か所ほど候補地上がりましたよね。それも多分きちんと説明されて、そしてそれぞれの条件とかいろんなの示されている資料があるんですけども、それ言うと時間なくなるのでやめますけれども。だから袋地区は袋地区で構

わないんです。ただ、袋地区という地名が出てきた経緯・プロセスは何ですかということなの。

だから、町長が誰かから話聞いてて頭に残ってて、そういう用地がまとまってこの5つの条件に合うところが思いついたのが、袋地区だとか、あっちの花川の地区だとかって説明であれば納得するんですけども、調整会議の内容を見ても何もないの。ただぼっと、袋地区と花川地区、2か所を提案しますって出てるだけなの。だから花川と袋地区が何で出てきたんだがってというのは、全然分からないんです。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 花川の地区については、さっき言ったとおり県の土地でありますので、町のほうでお願いすれば何とか使える可能性はあるのかなというだけの、まずこれは考えですね。それから袋地区については、距離的に選ばれる可能性のある地域だろうなという、これは私の判断ですからね。いやいや、んだがらさ、私の判断ですから。

それで、まずもって袋の皆さんに、こういうような話の中に今あるんだけども、袋地区の中で用地を提供できるところってあるんでしょうかということ、ある人に相談をしたということですね。そして何とかなる場所はあるよということ、それを自分としては、じゃあ袋とどっちかだろうなということ、1本に絞ったというのはさっき言ったように、一番はやっぱ距離的に選ばれる可能性があるということですよ。どうしてもこの施設については、今までは迷惑施設ですけども、今度は迷惑施設というものではないと思っていますので、何とか町のほうに誘致をできるものであればなという思いもありましたので、距離的なものが一番判断をした原因であります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 話を聞きますと、町長がある程度目安としてそういう考え方を伝えたいというふうにとればいいんですか。私聞いているのはね、別なふうに聞いているんです。ある方がどこに行ったか知りませんが、こういう処分場の問題があるそうだけど、おらほうさこいな土地あんだおんやという話をしに行ったというふうに聞きました。分かっているんだね、おおよそね。

だから、そういうしっかりとしたプロセス・経緯が載っていないと、やはり議会としてただ承認したのかっていうのではないんだと思いますので、やっぱりそういうある意味でいうと疑義を持たれるようなね、ややもするとそういう可能性だってなきにしもあらずなんですよ、こういう施設っていうのは。だから、その辺のプロセス・経緯っていうのをしっかりとっておかないと、後から根も葉もないことが追っかけてくる場合だってあるわけですから、だからそのことをはっきり町長の情報として、こういうところがいいんでないかなという判断に至ったという、そういう話であればそれはそれでいいんです。ただ、調整会議を見た限りでは、そういう出どころが何もないし、この回答書を見てもそういう回答でないものだから。だから、どうぞ。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、工藤議員が話されたことについては、私が思ったその後の話

なんですよ。私が袋のほうでどっかい場所あつかという話の後の話が、うちにはこういうところがあるというのはその後の話なんですよ。一番最初は意向を受けて動いたというのではなくて、私のほうから袋であれば色麻町に持ってこれる可能性があるということで、私のほうから働きかけてどっかい場所あつかなということで始まったことです。それからうちにはこういうところがあるよという話です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 分かりました。別に反対する立場で質問しているわけではないので。ただ、どのような経緯で決めたかというのだけ、明快に議会に答弁していただければいいのであって、これ以上深掘りっていうか突っ込みはしたくないと思いますので、これ以上突っ込むと工藤議員は反対するのかっていうふうに思われるのも不本意でありますので、その辺についてはそういうふうには思っていないので。

要するに平たく言えば、どうしても何町歩という土地を求める事業が出てくると、いろいろとよくない話も出てくるんですよ。町長は言わなくても分かると思いますけれども、もちろん議会で言う言葉でないので、だから万が一そんなことは何があったら困るわという思いがあったんです、正直言って。だから、花川の地区が駄目だとか袋地区が駄目だとか、第3のどこかの地区が出てきた場合それは駄目だとかっていうんじゃないで、やはり透明性を持った中で事業というのは進めていくべきではないのかなという思いなんですよ。ただそれだけの思いで、今お尋ねしているんです。そのことについては分かりましたので、ぜひ推進してもらえればなと思いますけれども。

その中でね、1つ気がかりなのが、この前全員協議会で学校の跳び箱事故について説明もあったようですけれども、このことについてもね、議会についての報告が非常に遅い。全員協議会の説明を見ますと、令和4年の6月の28日に地権者にもう相談している、説明している。にもかかわらず、議会に報告されたのは令和5年の3月16日、約10か月近く、9か月近く前に地権者に説明しているんですよ。さっき町長が打診して、ここどうだよという話になったと。その後に正式にある方が、町長言ったか総務課に言ったか分かりませんが、こういう土地があるので、どうでしょうかという話になったということを聞いていました。

でも、令和5年の3月16日の全員協議会の資料で令和4年の6月28日、約10か月前に説明しています。説明会を実施しましたって載ってるの。何で議会に10か月近く、正確には9か月だと思えますけれども遅れたんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは民有地ですので、最初にまず地権者の了解を取付けないと出せないわけですね、候補地として広域のほうに。あくまでも民有地ですから。そのための説明会なんですよ。そして、地権者の皆さんに了解を取付けて、初めて町のいわゆる候補地として出せる条件がそろってるわけですね。

さっき言ったように、町有地だとかね、そういうのであればはいんですよ。最初から議会のほうに説明をして、こういう場所ということでもいいんですけども、民有地です

ので人の土地を勝手に出すというわけにいかないの、それで説明をして了解を取り付ける、そして候補地とすると。こういう順序ですね。その後、正式に候補地として了解を得たということで、議会のほうにこういう場所を候補地として町としては出したいと、こういう運びであります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） これはある方がよく使った言葉ですけれども、見解の相違って言われればそれまでなんですけれども、要するにね、二代表制って言い方をしますけれども、議会と執行部というのは同じ車輪だと思っています、右と左ね。そういう中でね、片方だけが詳しいことを知ってて、議会には詳細が決まったら報告しますよと、この前の飛び箱の件についてもそうですけれども、そうでなくて大崎広域からこういう要請がありましたっていうぐらいのものでいいので、あったほうがよかったなと感じたんです。

だから町長が言っているように、この前も言いましたけれども全て全部報告しろと、議会に相談しろ、全員協議会を開けということをお願いしているのではなくて、要は概要が決まった時点で大崎広域ではこういう状態で、大日向のグリーンパークがもうあと5年もするといっぱいになるよ。だから、それを新たにどこかにつくるためには時間がかかるので、こういう要請があったよという報告ぐらいあってもいいんじゃないかっていうとなんです。それを、必ずしも全員協議会開けとか何とかっていうんじゃないんですね。方法としては、町長もかつては議会にいたわけですけれども、方法としては議長にそのことを文書で報告したって済むわけですよ、違いますか。

そうしたらそしたで、それはそれで、今度議会は議会ですらいろいろ調査もするし、人によってはいろいろできるわけですよ。それを、9か月も過ぎてからこういうことがあります。要するに、ある意味でいうとね、外堀埋めてから説明してんのね、議会に。そう感じるの私だけなんじゃないかな。町長はそう思わないから、こういうやり方したんだと思うんですけれども。やはり、二代表制の一翼を担う議会に対して、もうちょっと詳細が決まったときに、それこそ全員協議会を開いていいと思うんです。概要ぐらい知らせても悪くないんじゃないかなと思うんですけれども、いかがなものでしょうかね。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 最初議員から言われたとおり、見解の相違だったかもしれませんが、広域の議会にはうちの町からも議員が入ってるわけですね、結局ね。ですから、議員としては分かっているわけですよ、当然ね、広域の場合は。広域の議会にも当然こういう話題が出ますので、分かっているわけですね。

私としては、立場的にはですけれども、どういうことだが知らせでだけもらっていただければいいんだと言われれば、それはそれで知らせたくないわけでも何でもなくて、私の立場としてはこういう動きがあって、町として出さなくちゃならないんだと。そして、これも説明したと思うんですけれども、今後ローテーションでそれぞれの町を、今回例えば色麻だと、この次は加美町だというふうに、それは1か所決まれば20年近くも使え

ますので。いつかの話ですけれども、1つのルールとしてはそういうことでやりたいと。こういうことで、これも説明したような感じがするんですけれども、議会にはね。

それで、町としては議会に出すというときには、こいな話あったけど、どごいがんべやという話では、これはいかなものかと思うんで、私としてはこういう場所を候補地として挙げるつもりだよと。そういうことの時点で、議会のほうに報告を差し上げると、この辺が私の見解でありますと。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 見解の相違って言われれば、それまでなんですけれどもね。もうちょっと議会に対して誠意のある形で、今後臨んでもらえればありがたいなという思いです。詳細が決まったら報告っていうことになるので、結局ずれるわけでしょう、かなり日数的、年月的に。そうじゃなくて、こういう話があったのでという概要だけでもいい、この前の跳び箱の件についてもそういう話をしたつもりですけれども、詳細決まってから教えてくださいっていう、それはそれで必要なこと、全員協議会という場に臨む立場からすれば、ある程度物を詰めてからっていうのは分からないわけではないんですけれども、でも何か私からとると遅い。

だから、今後はこういう重要なことについては、早めに早めに概要だけでも、詳細は決まってからでもいいんです。そういうことをしてもらえればありがたいなと思います。袋地区の住民にも、説明会してんのも令和5年1月3日なんだよは。その後に説明しているわけですから。

それから、議長にお願いがあります。まだまだ質問事項があったんですけれども、あと11分しかってないので、3番・4番・5番を先に質問してから、もし時間があれば移ってよろしいでしょうか。

○議長（天野秀実君） 持ち時間の中でやっていただきます。

町長。

○町長（早坂利悦君） 今、何年何月に議会に報告ということで、私もはっきりしたいままでどうしたかということの時間的なものまでは、はっきりしとこと記憶になかったんですが、今、ちょっと確認してもらいましたら、令和4年の9月の議会の私の行政報告の中で、大崎地域の広域行政事務組合における焼却灰の最終処分場候補地選定について申し上げますということで、実は議会には報告をしておりました。その後のことについては、そのとおりだと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 10分しか時間がないので、③④⑤についてこういうことを言うと笑われますけれども、議会広報の都合もありますので。③、三本木地区の地区会ですか、候補地への建設計画に反対の要望書が出されています。町の対応は、ということで出しておりますので、その件について回答願えればと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは、町で直接対応するわけではございません。広域のほうで、

直接は対応します。ただ、広域のほうから要請があれば、町としてはその点についての内容等について協力を申し上げると、こういうことになると思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 分かりました。時間があれば、また伺いたいと思います。

それでは④について、さきに示された候補地案に5つの選定条件があります。その中の（3）についての評価はどうだったのか。あと、（5）の3ヘクタール以上と面積があるが候補地は5.6ヘクタール、全員協議会の説明資料でもそうなっています。そのことについて、どのくらい用地を取得するのか。これは広域の事業で、本町の事業でないと言われればそれまでなんですけれども、一応答弁願えれば答弁願いたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 詳細については設計も何もできていませんので、何町歩まで確保しようとしているのかについての確約は、私としてはできないんです。あくまでも、これから基本設計なり設計が出た段階で何がどうということが出てくるとと思いますので、今の段階では必要な面積については分かりかねます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） ④について今質問しましたけれども、5つの条件の中でね、町でこういう土地がいいですよということで広域に示したことについては、私は正直言って町長の勇気、要するに他町に先駆けてね、候補地を提示して、今回決まったという報告も受けましたけれども、それについては先鞭をつけたということで私は大変よかったなと思っています、正直。

ただ、水害等の災害に強いっていう意味でのこの（3）にあったわけですよ。それが、あそこは知っているとおりの丘陵地といえいいか、削ったところなんですよ。だから、それがどういう評価だったのかなと思ったんです。やっぱり水害、3メートル以上とかって何かあったそうですけれども、そういうのでなくて大雨が降ったときに崩れる可能性が。今回工事すれば必ず削ったりなんかするわけですよ。そういう影響が出てきたときに、どうなのかなって思ったんですよ。

だから、この（3）についてどういう評価で提案したのかなという思いだったんですよ、町として。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 選定したのは、私たちは入っていないわけですね、専門家の人たちだけですから、関わりのある人たちは入っていないんですけれども。今のところ設計も出ていないので私からはっきりしたことは言えませんけれども、今の地形からはどの程度か掘り下げるわけですよ。積み重ねていきますので、掘り下げるんですよ。どの程度掘り下げるかまでは、まだ分からないんです。

それから、これは面積からいけば3町歩以上、実際にどの程度の面積を購入するか分かりませんが、3町歩以上ですから当然調整池をつくらなくちゃなりませんので、そういう排水関係についても全部計算される予定だというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） （5）について先に質問します。

候補地の決定について報告がありましたが、その内容によれば建設同意後に周辺地区会長や集会で説明とあるが、これも見解の相違って言われればそれまでなんですけれども、もう少し並行して説明できなかつたのかなという思いがあるんですけれども。先ほど最初に言ったように、②で言ったようにですね、もうちょっと早く説明して欲しかったなという声も聞きました。それから、冗談でしょうけれどもこういうんでは、反対すっかなみたいな話も聞こえてくるんです、そういう運動まで盛り上がっているとか何とか、そういうところまでないんですけれども。

ですから、こういう質問要旨を出したんですけれども、やはりもうちょっとね、さっきの答弁でないんですけれども決まってからっていうのも分かるんですけれども、もうちょっと地権者に説明、同意を求めるとか、もらったってか、そういう声と一緒に、何かもうちょっと近隣の方々も御存じですよ。あの辺に民家ありますけれども、あの方々にも何か説明があってもよかったのではないのかなと。地権者には多分入っていないと思います。あの辺、三本木町も含めて何戸かあそこに七、八戸あるんですけれども。

だからやっぱり、よそのってか大崎広域でやるんだからとか、町でそういう状況なら関係ないとは言っていないと思いますけれども、実際は色麻の町の土地を提供するわけですよ。そこにそういう施設が、色麻町の土地に建物が建つわけですよ。そうすると地権者、説明を受けた方々は理解をするかもしれませんが、説明を受けてない周りの方々は、おらだずのけものかよというふうに思いがちなんです。

だから決定するまでもなく、何回も言いますけれども、町側のスタンスは分かりますけれども、何らかの配慮が必要ではなかったのかなという、そういう趣旨なんです。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 言わんとすることについては分かりますけれども、今回5か所提案なされたわけですね。色麻町のほかにあと4か所。どこにも説明はしていないんですよ、結局。色麻町だけじゃなくて、この5か所はどこも説明していないんです。そして決まったのが、この前の3月の広域の議会で最終的に決まったということで、それから説明始まったんですよ。

ですから、また見解の相違ということになるんですけれども、決まって初めて今言ったような関係者、あるいは近隣の方々、そういう人に説明をして今度この場所にこういう建物をつくる予定ですよということになって、実際にどういうものかということについては、今気仙沼にあるんですね。そこに行ってもらって見てもらってですね、言葉で言うよりも見てもらったほうがいいだろうということで。今回は、前にも言ったとおり被覆型ですから屋根かかりますので、周りに何も出てきませんので、安全性ということについては多分問題ないというふうに思っていますので、これから説明もあると思いますけれども、あくまで広域ですよ、広域のほうで説明するんですけれども、そういう段

取りで進められるというふうに思っています。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 足並みをそろえたって言えばいいのか、ほかの町もそうしていないからしなかったんだというふうに聞こえるんですけども、ただそういう具体的なことってというのは町民の皆さん何も分からないわけですから、もうちょっと説明に入っていただきたらと思います。

終わります。

○議長（天野秀実君） 以上で、1番工藤昭憲議員の一般質問が終わりました。  
暫時休憩をいたします。

午後 4時03分 休憩

午後 4時10分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、3番佐藤 忍議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。佐藤 忍議員。

〔3番 佐藤 忍君 登壇〕

○3番（佐藤 忍君） それでは、10回目の質問ですので3項目について質問させていただきます。

1つ目ですが、地区集会場に災害用井戸と太陽光発電設備の設置についてでございます。これは、前回の3月に質問できなかった部分でございます。

それでは、①番の大地震などの災害が発生したときに備えて、避難所ともなる地区集会場に非常災害用井戸の設置が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 佐藤 忍議員の1点目の質問に答えたいと思います。

災害用の井戸の設置ということなようでありましてけれども、仮に井戸水を飲料用水としてではなくて生活用水に限定して利用するとしても、災害時等の衛生環境が整っていない状況で不特定多数の人が利用する水は、あらゆる病原菌等の伝染感染元となる危険性があります。

また、災害時の備えとして非常災害用井戸を設置するとしても、掘る場所を決める前に井戸水の採掘ができるかボーリングを行い、地質を調査をしなくちゃならないと思います。その地質調査の結果によって井戸を掘り水が出た場合は、掘削した井戸水が衛生基準を満たしているか水質検査を行う必要もございまして。仮に、水域水質検査の結果衛生基準を満たしていない場合は、当然その井戸水は利用不可ということになるわけです。

災害時は、伝染病や感染症が発症するリスクが平時と比較して非常に高くなることは、

当然であります。災害時等の衛生環境が整っていない状況で、不特定多数の人が利用する水はあらゆる病原菌等の伝染・感染元となるおそれがあるため、町としては避難所となる地区集会場に井戸を設置することは適当ではないだろうと、そのような考えであります。

以上です。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 何となく今の答弁を聞いていますと、やらないのを前提に答弁してもらっているような感じがいたしました。掘っても使えるかどうか分からない、病原菌・伝染病・感染症、危険性がある、水質検査でどうなるか分からない。

前に、町長、工業団地整備の件である議員が質問したときに、企業が来るかどうかではなくて、そういうところを準備しないと来る企業も来ないんだよと、町長たしか答弁したことがあるんですけども、この井戸水も使えるか使えないかどうか分からないではなくて、掘ってみなくちゃ分からないじゃないですか、使えるかどうか。多分若干掘ってみて出たとしても、問題は何かしらあるかもしれません。それをできるだけね、いい方向に使える、飲料水じゃなくても何かの方向に使えるように整備していくのが、私は行政の仕事ではないかなと思っております。

町長、ちょっと試験的に、何も24か所の集会場全部に掘りましようって言っているわけじゃないんですよ。試しに1つぐらい試験的に掘ってみて、それちょっと使えるかどうか検査してみることは、そういうこともやっぱり無意味でしょうかね。いかがですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大地震が発生した場合という前提の中で、今質問されたわけですけども、そういう場合に井戸水がさっき申し上げたとおりでして、もしその水を使うことになったときに、それが原因で何か発生したときにはどうなるんでしょうかね。そういうことも、町の場合は必ず安全を確認をして、そして問題ないという判断をしておかなきゃならないわけですね、前提として。1か所がもし掘ればここだけかと、必ずこうなるわけですね。そこの部落だけでいいのかと。

例えばですよ、掘って今言ったように、どこかこの水、使えるようだというので、その水を使うということになるのであればだ。そうしたときに、結局は町でやるということになるんだから、どの行政区にも準備しなくちゃならないだろうと。結局、有線放送と同じなんです。有線だって、町でやれば希望あれば全部取付けていかなきゃならないということになりますのでね。

そういうようなことも踏まえて、万が一地震の場合にその井戸水が今まで使えた水も使えない場合もありますので、町で準備するということはいかなるものかという考えです。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 集会場24か所ございます。24か所、有線放送とはまた別な考えだと思っておりますよ。有線放送、毎戸に必要なものであって、じゃあここ四、五軒件一緒だ

から1個でいいやというわけにはいきません。私が言っているのは、集会所24か所につけるとかじゃなくて、避難所として使えるところに水を必要なんでないかということです。ですから、何か所かということです。地区に1個あればそれにこしたことはございませんが、使える水をどっかにという考えで、お話をしております。

実は、私の同じ年の友人が、能登半島地震の被災地にボランティア活動で行っております。最高齢だったらしいんですけども、その人のお話ではやっぱり水不足が大変深刻だったということでした。それで何日かやってきたんですけど、本当はもっともっとボランティア活動をしたかったらしいんですけども、自分が持参した水がね、なくなっちゃいまして、それでやむなく帰ってきたと。そのぐらい現地では、長期による断水によって水の供給というのは大変だったみたいです。

もしね、また東日本大震災みたいな災害が来て本町でも断水が長期化した場合、町長水の確保っていうのはどのようにするおつもりですか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まず、万が一、万が一と言うか、前回の東日本大震災のときに、実際色麻町で幾らの期間断水したかということなんですけども、3月11日から3月17日までの7日間でした、全戸に復旧するまで。まず、何で1週間断水したかということなんですけども、停電が1週間停電したということで、原水をくみ上げるポンプが停電で作動しなかった、地下から水をくみ上げることができなかつたための断水でした。

その東日本大震災を教訓といたしまして、ポンプ場のくみ上げができなかった電源を確保するために、東日本大震災クラスの地震が来て停電が来たとしてもポンプが稼働できるように、東日本大震災後ですね、大きな発電機を4基購入いたしまして、すぐポンプ場にそれを設置して水をくみ上げられるように整備しました。それで、東日本大震災のときに、管による漏水っていうのはどれぐらいあったかということ、何か所かありましたけども五、六か所ぐらいで、枝線の小さなところは何か所かありましたけども、本管のところは大体五、六か所ぐらいで済んだということで、もし今東日本大震災クラスの地震が来ても、色麻町の水道の場合は多分、1日、2日ぐらいで復旧するのではないかなというふうに考えておりますし、能登半島の場合は水道管の老朽化というところと、あと地形的に孤立した地区がいっぱいあったということで、あと地形的にもなかなか復旧作業をするのが大変だったということで、何か月たってもまだ断水は続いておりますけども、色麻町の場合は色麻町の地盤も丈夫ですし、水道管の施設も地震にある程度耐えられるような設計になっておりますので、そんなにそんなに佐藤議員が心配するように1週間も2週間も3週間も1か月も色麻町で断水するということは、今のところは想定はしておりません。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 水を取水するところは、まず分かりました。あとは供給管ですよ。それが震災によってどうなるか、大丈夫かと。今の答弁ですと、まずは大丈夫だろ

うと。能登半島地震、要するに珠洲市とか輪島市みたいにはならないであろう。

3月のときにもその辺私心配しまして、たしか水道課長にお聞きしましたよね、色麻の水道管の老朽化状況を。もう一回どういう状況だったかお答え願えますか。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

老朽管の配水管の工事でございますが、平成28年から今現在まで老朽管のほうを耐震管に変えている状況でございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） なるほど、よく分かりました。私が聞きたいのは、東日本大震災クラスの地震が来たときに、そういうのに耐えられるかと。断水したとしても、今総務課長が言ったとおり、1日、2日で復旧が可能なものかをお聞きしたかったんです。もう一度お聞きします。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

その震災の規模によって、どのような形かちょっと分かりませんが、1日、2日で直るかどうかも分かりませんが、多分2日では治らないかと思えます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 確かに、規模が分からないと答えられませんよね。だから、東日本大震災クラスと前置きして、私質問しています。あのくらいの震災で復旧しない、2日では復旧しない。総務課では復旧する。ここ、できればどっちかに絞って答弁していただきたいのですが、もう一度お聞きします。何日かかります。

○議長（天野秀実君） 統一した見解を述べていただきます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 大変申し訳ございません。東日本大震災クラスでしたら、2日程度で回復するかなというふうに思ったんですけども、やっぱりそういう規模がありますとまず調査から、どのような被害調査から始まらなくちゃいけないかなというところもありますので、最低5日ぐらいはかかるのかなというふうに思われますけども、その間しっかりともし断水した場合でもですね、給水車で対応するとかそういうところでも対応させていただきますので、まず井戸水を使うというようなことはなくても大丈夫ではないのかなというふうに、今のところ考えております。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 5日であれば井戸水を使う必要もないという答弁でございました。しつこいようですが水道課長、5日で復旧しますね。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

5日で完了すると思えます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） まずは、少し安心した次第です。その言葉を、5日というのを信用して、次に防災計画、町の地域防災計画の中に水道施設が破損した場合に、被災者に対してね、備蓄水を建設水道課が供給するとあります。今現在どのくらいの備蓄水があるかというのと、その備蓄水、分散備蓄も行っているのかどうかお聞きいたします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

一応非常用の備蓄品ということで、総務課のほうで飲料水を確保しております、500ミリリットルのペットボトルで、今現在ですけども3,048本を備蓄しております。500ミリリットルのペットボトルで、3,048本を備蓄しております。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 計算機がないので正確ではありませんが、そうすると1,500リットルぐらいはあるという計算でよろしいですか。参考数値ですけども、1日に1人何リットル使うかっていうの出ていますよね。大体3リットル。これを大体町民6,215人に掛けますと1万8,645リッター必要ということになります。1,500リットルの備蓄で十分ですか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） もちろん、それでは間に合いません。それで、防災対策というのは町が1から10まで町民の方の準備をするのではなくて、まず日頃から自助ということで、自分自身で自分の身は守るところから行っていただきまして、自分で災害があった場合は自分で自分の身や家族を守るための非常食を準備していただいたりとか、そういうものをまず準備していただくと。その次にですね、共助といいまして、自助で足りない部分は共助ということで地域の方々とか、あと自主防災組織で皆さんで地域の方々を助け合う。それから最後に公助ということで役所っていうかが皆さんのお世話をするというような形になると思いますので、最初から地震が来たから役場がすぐに皆さんにそういう水を届けるということではなくて、必要な場所に必要な本数を届けるというようなところから始まっていきたいと思いますし、それで足りない分については県からの救援物資だったりとか、それから災害協定を結んでいるスーパーからの救援物資だったりとか、そういうので少しずつ対応していくというような形を取りたいと思っております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 県からの物資とか、スーパーと提携しているところからという目算があるようですが、全部が被災してるわけですね。色麻町だけが被災しているわけはありません。宮城県全部、東北全部が被災しているわけですね。ですから、なかなかその辺は期待できないのではないかと思います。

あと、地区の自主防災組織で考えてほしいというのは、令和3年9月の質問のときの答弁でもございました。自主防災組織でそういう対策の強化を図ってほしいということでしたが、結局はやっぱり地区じゃないですか、頼るところは。個人じゃない。ですから、その地区で何とかしようとするときに、その地区内なり近くにそういう使える井戸があったらなということなんですよ。

それで3月にも質問しましたが、既存のね使える井戸を持っている御家庭もございません。その活用も前回質問しましたけども、同じような理由でちょっと駄目だよということか、ちょっと無理だよという答弁でございました。今回も同じ答弁ですけども。

ただ町長、これね色麻町が一番最初に井戸水を活用したり井戸を掘ったりするわけじゃないんですよ。実際にもうやっている自治体もありますし、それから大きな企業さん、工場とかでは自分のところの井戸を掘って水を確保しているっていうところもあるわけですよ。なぜ色麻町だけ、そんなにそんなにね、水質なり伝染病・感染症とかすごい神経質になっているのか、ちょっと私としては合点がいかないわけですよ。

ですから、備蓄してる水が十分に豊富にあるよというのであれば、私も安心するわけなんですけども。その中で、ちょっと私が気になったのは簡易専用水道。例えば学校とか病院の屋上に受水槽を設置してそこにためている水っていうのは、多分電気とかがなくても使えるというものじゃないかなと思うんですけども、簡易専用水道と簡易専用小水道、それから小規模水道と何か3種類あるようですけども、こういうのを使った備蓄というのはできないものなんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 確かに、高架水槽ということで建物の屋上に水槽がありまして、その水槽に水がたまっております。ただ水槽につきましては、あくまでもその建物の水道だったりトイレの水だったりそういうのに使うものですので、それを避難者に配布するというのも可能ではあるかもしれませんが、だからといってそんな何千人分の水がそのタンクにあるわけではないですので、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） ですよ、難しいですよ。ですから井戸を掘って、それを飲み水にならなくてもそれで洗濯したり洗いに使ったりできれば、飲む水を節約できるじゃないですか。私は、ぜひせつかく色麻町は水がきれいだからといってラドファも来たわけじゃないですか。それを、いや井戸を掘って水が伝染病とか感染症を引き起こすおそれがあるから、ちょっと使えないんだとか何とかというのは、ちょっとイメージダウンかなと。

私は、色麻であればきれいな水が湧いてきて、それがいろんなことにね、使えるんじゃないかなという考えなんですけども。最後に町長、もう一度どうでしょうかね、お聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 町内には、自家用での井戸というのは100か所ぐらいはあるんでしょうけども、それはそれぞれ個人で使っている人もあれば、全く使わないでそのままにしている人もあると思います。そういう実際に既存の井戸水を利用するというのは、それはいいと思いますよ。ただ、町のほうで管理をしてつくる、いわゆる町の責任でつくって準備をするということになれば、今簡単に言われますけれどもそうそう簡単ではないと思うんですよ、これは。

ですから、一番大事なのはね、電源だと思うんですよ、電源。どういう井戸を掘っても何しても、電源がなければ結局くみ上げられませんので、電源の確保さえしておけば実際にある井戸水の活用・利用というのは可能だと思うんですよ。その分については、それは駄目だと言ってるんでないですよ。そういう井戸を活用することについては、一向に構わないんですよ。

ただ、全く別に町として準備をしてあげるということについては、ちょっと今のところは考えてはおりません。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） ①の質問等はここで終わろうかと思いましたが、今電源がないと井戸水をくめないという町長のお話があったので。町長、電源要らないんですよ、災害用ですから。私が言っているのは、もう一度最初に戻りますけれども、非常災害用井戸ですよ。そして、各家庭にある既存の、私の家にもあるんですけども、直径が多分ね、1メートルちょっとぐらいありそうな大きな井戸なんですよ。それを、いろんなものでくみ上げている。災害用井戸っていうのは、そういうんでないんですよ。大きさがこのぐらいの穴を降りまして、密封なんですね、蓋をしてあるわけです。そこに、昔でいう若干のすごい高性能のものがあります。10万円くらいするんですけども。それで大量にくみ上げて使うと。そういう電気がなければ使えないという代物を、私言ってるんではございません。言い訳ではございませんが、それを一応お伝えしておいて②番に入ります。

②番はですね、これも前回質問したかったことなんですけども、これも井戸と同じように災害時のために地区集会場に太陽光発電設備が欲しいと。ただ、これも令和3年のときに質問しております。そのときは蓄電池もセットでっていうお話をしたんで、高額になるからちょっと無理じゃないかというお話でした。ですから、蓄電池なくてもいいです。町長、太陽光発電。それで夜間使えないだろうとか雨の日使えない、雨の日・夜間使わなくていいです。日中の発電できるときに、その電気を使った料理なり炊飯なり、それから携帯電話の充電なりができるのであれば、それだけで随分違うと思います。

東日本大震災のときには、私のうちで変換器を使ってトラクターのエンジンを1日中回しっ放して携帯電話の充電をしました。行列できました。ですからそういうことがありますので、もう一回ぜひ太陽光発電、9キロワット以下でよろしいですから太陽光発電設備、何とかありませんか、町長。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 地区でつくる分については、町としては認めたいと思います。ただ、町としてそういうふうな設備を全部地区のセンターに設置するということについては、考えてはおりません。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 残念でございます。

じゃあ、令和3年の9月のときの答弁を振り返るんですけども、自主防災組織で停電対策の強化を図ってほしいという答弁だったんですね。現在、停電対策を防災組織で取っているところっていうのはございますか。あったら、どのような対策を取っているかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） これもですね、東日本大震災を教訓といたしまして、町内24の自主防災組織に対してそのような災害が発生したときの資機材購入ということで、東日本大震災復興基金を活用して24組織に50万円を交付しております。それで、その50万円で各自主防災組織がいろいろな資機材を購入しておりますけども、その中でほとんどの地区で発電機を購入したというふうに思っております。それで、多分集会場に発電機1台は、どこの集会場にでもあるのではないかと。その地区によっては2台準備している地区なんかもございますので、それで発電の備えをしているということでございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 50万円の基金って、1地区に50万円でしたっけ。前にも質問したんですけども、確かにそろってるんです、電気機器とか発電機、そろってるんです。ガソリンないんですね。東日本大震災のときは、ガソリンもなかったわけです。

それから、この間試しに使ってみようかと思ったときにエンジンがかからない、ずっとそのままですから。何とかかんとか、詳しい人に見てもらってエンジンかかりました。そうしたら、ワット数が足りなくて御飯も炊けるものじゃない、料理もできるものじゃない、携帯電話の充電ぐらいはできるかもしれませんが。そういう状況で皆さんの御意見というのは何にもなんねえなど。だったら、かえって大きな発電機を持っている方と契約しておいて、そういうときに優先して借りられるような方法のほうがいいかなんていう声も聞こえてきた次第でございます。

ですから、お金を出してそれで発電機を買ってもらって、発電機あるんだから、停電になったとき大丈夫だろうという考えでは、防災とは、災害に強いとは全然言えない状況では、ないでしょうか。

同じ令和3年9月に、これも答弁の中にこういう施設を整備しなくてはならない状況が来るかもしれないと町長は回答しております。来るかもしれない、そろそろではないでしょうか、町長。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 災害ですから、予想はできません。私として、今、一番災害の中で不安に思っているのは、水害なんです。私は。地震というのも、それはどこで起き

るか分かりませんし、いつ起きるかもそれは分かりません。ただ、現実的に心配しているのは、やっぱり水害だなと思ってるんです。

ですから、そのための対応をどうするかということで、今言ったようにどの川も全部氾濫して町内全部というわけではないと思いますけれども、低いところの地区、そういうところが一番危険になるわけですがね。いずれにしても、そういうことでの対応ということは、常に頭には入れておいているつもりであります。

また、今、太陽光発電関係、大分提案されておるんですけれども、地区の中で自主防災組織の中でそれを設置しようかということについては、町としては許したいと思ってるんですよ、地区センターの屋根にですね。ただ、町でセンターの屋根に全部つけるかって言ったらば、そういう考えは今はまだ持っていないということ、さっき申し上げたつもりであります。そういうことで理解してもらえればなというふうに思っています。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 水害が大変心配だという、水害についてはまた後で質問したいと思いますが。

もう1点だけ。役場庁舎に太陽光発電設備がありますよね。あれは、何のために設置したのでしょうか。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

太陽光パネル、役場庁舎にございます。それから、建設水道課の北側にもございますし、保健福祉センターのほうにも設置をいたしております。こちらにつきましては、若干の蓄電池もございますが、基本的には発電したものを役場庁舎で使いましてということで、蓄電したものを使っても1時間足らずで使えなくなってしまうというものの、蓄電はできるシステムとなっております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 3番佐藤 忍議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、会議時間は午後5時までとなっておりますので、残りの一般質問は明日にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）異議なしと認めます。

それでは、3番佐藤 忍議員の残りの一般質問は、明日にお願いいたします。

続いて、各議員にお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時 5 3 分 延会

---